

# くりはら男女共同参画推進プラン(改訂版)

～ <sup>とも</sup>男女につくる 栗原 ～

平成24年3月

栗 原 市



## くりはら男女共同参画推進プラン改訂にあたり

栗原市では、平成19年10月に、地域の特性や現状に即した男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、関係機関等と行政が一体となって取り組むべき指針となる「くりはら男女共同参画推進プラン」を策定いたしました。

本プランは平成19年度から平成28年度までの10年間の計画であり、これまで、本プランに基づき様々な分野において、男女共同参画社会づくりのための施策を推進してまいりました。



この間、少子高齢化の進展や社会経済状況の変化、高度情報化の進展、家族形態の多様化に加え、平成20年の「岩手・宮城内陸地震」、平成23年の「東日本大震災」と2度にわたる震災の被害を受け、市を取り巻く状況も大きく変わってきております。

こうした状況の変化や平成22年に実施いたしました市民意識調査の結果等を踏まえ、新たな課題に対応するため、今回、「くりはら男女共同参画推進プラン」の改訂を行うことといたしました。

女性と男性が共に社会のパートナーとして、お互いを認めあい、責任を分かちあい、支えあいながら、誰もが平等でいきいきと暮らすことができる栗原市の実現を目指して、今後も、市全体でこのプランを着実に推進していきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、このプランの策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました栗原市男女共同参画推進委員会委員の皆様をはじめ、意識調査にご協力いただきました市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成24年3月

栗原市長 佐藤 勇



# 目 次

## 第1章 基本的な考え方

1	基本理念	1
2	計画策定の背景と経緯	1
3	計画の位置づけと役割	4
4	計画の期間	4
5	計画の基本目標	5

## 第2章 計画の内容

	計画の体系	7
<b>基本目標</b>	社会全体における男女共同参画の実現	9
基本課題 1	男女の固定的な性別役割分担意識の解消	9
基本課題 2	政策・方針決定過程への女性の参画	11
基本課題 3	調査・研究、情報の収集・提供の推進	13
<b>基本目標</b>	教育の場における男女共同参画の実現	17
基本課題 1	学校等における男女平等教育の推進	17
基本課題 2	社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進	20
<b>基本目標</b>	家庭における男女共同参画の実現	24
基本課題 1	共に築く家庭生活への支援	24
基本課題 2	地域における子育て支援の充実	27
基本課題 3	要介護者のいる家庭への支援の充実	31
基本課題 4	生涯を通じた心と体の健康支援	34
基本課題 5	夫婦・パートナー等の男女間における、 あらゆる暴力の根絶	36
<b>基本目標</b>	職場における男女共同参画の実現	41
基本課題 1	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保	41
基本課題 2	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の推進	43
基本課題 3	職業能力開発への支援	49

<b>基本目標</b> 地域社会における男女共同参画の実現 .....	51
基本課題 1 市民と行政との協働による男女共同参画の推進 .....	51
基本課題 2 男女共同参画の視点に立った地域の国際交流の推進 .....	55

### 第3章 計画の推進

計画の推進 .....	58
-------------	----

### 参考資料

・ くりはら男女共同参画推進プラン改訂経過 .....	60
・ 栗原市男女共同参画推進委員会設置要綱 .....	61
・ 栗原市男女共同参画推進委員会委員名簿 .....	63
・ 男女共同参画社会基本法 .....	64
・ 宮城県男女共同参画推進条例 .....	70

# 第 1 章

## 基本的な考え方

# 第1章 基本的な考え方

## 1 基本理念

我が国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが進められ、その結果、法律や制度上での男女平等は大きく前進しました。

しかし、性別による役割分担意識や、社会の慣習・慣行等、男女の平等を阻害する様々な要因はいまだに十分に解消されているとはいえ、急速な少子高齢化や、家族・地域を取り巻く社会状況の変化、価値観やライフスタイルの多様化が進む中、様々な面で矛盾が生み出されています。

このような社会情勢の変化に対応し、豊かで活力のある社会を実現するために、私たち一人ひとりが互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

このような趣旨の下、くりはら男女共同参画推進プランは、「人権尊重と男女平等」「多様な生き方の尊重」「男女共同参画」を基本理念とし、誰もが平等でいきいきと暮らすことのできる栗原市の実現を目指します。

## 2 計画策定の背景と経緯

### (1) 国内外の動き

年	世界の動き	国内の動き	宮城県の動き
1948年(昭和23年)	・世界人権宣言採択 - 「人権」という言葉が世界中に広まる		
1975年(昭和50年)	・国際婦人年(目標: 平等、発展、平和) ・国連婦人の十年を宣言 - 女性の地位向上を目指す	・婦人問題企画推進本部設置	
1976年(昭和51年)	・国連婦人の十年(～1985年(昭60年))		・婦人行政窓口を生活環境部県民課に設置
1977年(昭和52年)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館(現国立女性教育会館)設置	
1979年(昭和54年)	・女子差別撤廃条約採択		
1980年(昭和55年)			・婦人関係行政推進庁内連絡会議を設置



年	世界の動き	国内の動き	宮城県の動き
1981年(昭和56年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉部婦人青少年課設置</li> <li>婦人問題懇談会を設置</li> </ul>
1984年(昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>国籍法、戸籍法改正(父系血統主義から父母両系血統主義へ、昭60年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みやぎ婦人施策の方向-21世紀への助走-を策定</li> </ul>
1985年(昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連婦人の十年世界会議をケニアで開催(婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女雇用機会均等法公布(昭61年施行)-国内法の整備が進む</li> <li>女子差別撤廃条約批准</li> </ul>	
1987年(昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>西暦2000年に向けての新しい国内行動計画策定</li> </ul>	
1990年(平成2年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>みやぎ婦人施策推進基本計画-男女共同参加型社会の形成をめざして-を策定</li> </ul>
1991年(平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>西暦2000年に向けての新しい国内行動計画(第1次改定)を策定</li> <li>育児休業法公布(平4年施行)</li> </ul>	
1992年(平成4年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>女性問題懇談会設置</li> </ul>
1994年(平成6年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画推進本部」を設置、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性問題懇談会が「宮城県の審議会等における女性人材の積極的登用」に関する提言をとりまとめ</li> </ul>
1995年(平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>北京で第4回世界女性会議開催、「北京宣言及び行動綱領」採択-「女性問題は人権問題である」という原則が改めて確認される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業法の改正(介護休業制度の法制化)</li> </ul>	
1996年(平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県男女共同参画推進委員会設置</li> </ul>
1998年(平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県における男女共同参画社会の実現に向けての推進施策並びに宮城県女性行動について答申(宮城県男女共同参画推進委員会)</li> <li>みやぎ男女共同参画推進プランを策定</li> </ul>
1999年(平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会基本法公布施行-男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づける</li> </ul>	
2000年(平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連特別総会女性2000年会議をニューヨークで開催-今後の行動と戦略検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画基本計画策定</li> <li>ストーカー規制法公布施行</li> </ul>	

年	世界の動き	国内の動き	宮城県の動き
2001年(平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府に「男女共同参画局」設置、重要施策に関する会議として「男女共同参画会議」設置 - 推進体制強化</li> <li>・配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律公布施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進課を設置</li> <li>・宮城県男女共同参画推進条例公布施行</li> </ul>
2003年(平成15年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県男女共同参画基本計画を策定</li> </ul>
2005年(平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+10」世界閣僚級会合をニューヨークで開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画基本計画改定(男女共同参画基本計画(第2次))</li> </ul>	
2006年(平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法の改正(平19年施行)</li> </ul>	
2007年(平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正</li> <li>・パートタイム労働法の改正(平20年施行、一部19年施行)</li> <li>・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針策定</li> </ul>	
2008年(平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の参画加速プログラム 男女共同参画推進本部決定</li> </ul>	
2009年(平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代育成支援対策推進法改正</li> <li>・育児・介護休業法改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画改定</li> <li>・共同参画社会推進課設置</li> </ul>
2010年(平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+10」記念会合をニューヨークで開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画基本計画(第3次)閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県男女共同参画基本計画(第2次)について答申(宮城県男女共同参画審議会)</li> </ul>
2011年(平成23年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県男女共同参画基本計画(第2次)を策定</li> </ul>

## (2) 栗原市の動き

栗原市は、平成17年4月1日に旧栗原郡10町村が合併して誕生しました。合併前に旧高清水町において「男女がともに歩むまちづくり条例」を制定していましたが、栗原市としての男女共同参画の取り組みについては、新たに調整するものとして、平成18年4月に生活環境部市民課に男女共同参画推進係を新設し、男女共同参画社会推進へ本格的に取り組むことにしました。同年7月、男女共同参画社会実現の指針となる「栗原市男女共同参画推進計画」を策定するため、庁内に関係各部の次長で組織する「男女共同参画推進調整委員会」、その下部組織としてワ・キンググループを設置しました。

また10月に、市民の意見を反映させるという視点から、学識経験者や各種団体、企

業の代表者、一般市民からなる「栗原市男女共同参画推進委員会」を設置し計画策定に着手しました。栗原市の実態や意識調査を参考にしながら、男女共同参画施策の基本的な方向について検討を重ね、平成 19 年 10 月計画を策定し、この計画に基づき、男女共同参画社会の実現を目指し施策を推進してきました。

平成 24 年度以降の計画の改訂にあたっては、平成 22 年 6 月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」結果を、今後の施策の方向性に反映させるとともに、社会情勢の変化や、国及び県の計画との整合を図りながら、計画を改訂したものです。

### 3 計画の位置づけと役割

本計画は、国における「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」さらには、宮城県における「宮城県男女共同参画基本計画」との整合を図るとともに、「栗原市総合計画」が掲げる「男女共同で社会活動ができる環境の整備」を総合的かつ計画的に推進するための個別計画として位置づけ、男女共同参画に関する行政運営の指針であるとともに、家庭、職場、地域社会等が一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組む指針としての役割を担うものです。

### 4 計画の期間

栗原市総合計画と整合性を図るため、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて必要な見直しを行います。

## 5 計画の基本目標

### 基本目標 社会全体における男女共同参画の実現

男女の固定的な性別役割分担意識の解消に努め一人の人間としてお互いの人格や個性、生き方を尊重しあえる社会づくりを目指します。また、男女が共に社会的な責任を担うことは、男女共同参画社会の実現にとって重要なことから、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を推進します。あわせて、男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供の推進に努めます。

### 基本目標 教育の場における男女共同参画の実現

男女がお互いの人権を尊重し、男女平等意識の形成を促進するために、家庭、学校、社会などにおける教育や学習の果たす役割は重要であることから、人権教育を中心とする学校等における男女平等教育の推進、社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進を図ります。

### 基本目標 家庭における男女共同参画の実現

家庭は男女共同参画の意義を学び、実践するための基礎となる場です。男女が共に築く家庭生活への支援、地域における子育て支援、要介護者のいる家庭への支援の充実を図り、相互の協力のもとに、家事・育児・介護等にあたることのできる環境の整備を図ります。

また、男女の生涯を通じた心と体の健康支援と夫婦・パートナー等の男女間におけるあらゆる暴力の根絶に努めます。

### 基本目標 職場における男女共同参画の実現

男女が共にいきいきと働き続けることは、生活を支える基本的な要素であり、働きやすい就業環境づくりは、男女共同参画社会の実現にとって重要な意味を持ちます。

男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、職業能力開発への支援の充実を図り、個人の能力が十分に発揮でき、多様

な働き方を可能にする環境づくりを目指します。

## **基本目標 地域社会における男女共同参画の実現**

誰もが地域社会を支える一員であることを認識し、地域に残る固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりの見直しを図るための啓発に努め、積極的に地域活動へ参画できるよう、市民と行政との協働による男女共同参画の推進を図ります。

被災時には女性をめぐる様々な問題が生じており、その解決のため、防災の分野での固定的な性別役割分担意識の見直し、政策・方針決定過程への女性の参画の促進など男女共同参画の視点を取り入れた防災体制作りにも努めます。

また、人権尊重という国際的な協調のもと、男女共同参画の視点に立った地域の国際交流と多文化共生社会の推進を図ります。

## 第 2 章

### 計 画 の 内 容

## 第2章 計画の内容

### ◆計画の体系

基本目標	基本課題	施策の方向
社会全体における男女共同参画の実現	1. 男女の固定的な性別役割分担意識の解消	(1) 慣習・慣行を見直すための啓発と学習機会の提供
		(2) 各種メディアによる男女共同参画に関する啓発
	2. 政策・方針決定過程への女性の参画	(1) 市の審議会等委員の女性参画の推進
		(2) 市・企業・団体などの意思決定過程への女性参画の促進
	3. 調査・研究、情報の収集・提供の推進	(1) 男女共同参画に関する調査研究活動の推進
		(2) 情報収集・提供
教育の場における男女共同参画の実現	1. 学校等における男女平等教育の推進	(1) 男女の人権の尊重・平等意識を培う教育・学習の充実
		(2) 性の尊重についての普及啓発
	2. 社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
		(2) 男女共同参画のための学習機会等の充実
		(3) 生涯学習指導者等に対する啓発と研修の推進
家庭における男女共同参画の実現	1. 共に築く家庭生活への支援	(1) 男女のパートナーシップに基づく家庭づくりの啓発
		(2) 男性の家事・育児・介護等への参加促進と支援
	2. 地域における子育て支援の充実	(1) 多様な子育て支援の拡充
		(2) 子育て支援ネットワークの構築
	3. 要介護者のいる家庭への支援の充実	(1) 地域における介護体制の確立
		(2) 障がいを持つ人の生活安定と自立支援
		(3) 高齢者の自立と安定した暮らしの支援
	4. 生涯を通じた心と体の健康支援	(1) 母性保護・母子保健の充実
		(2) 生涯にわたる健康づくりの支援
	5. 夫婦・パートナー等の男女間における、あらゆる暴力の根絶	(1) 女性の人権尊重とあらゆる暴力の根絶に向けた社会意識の醸成
		(2) 暴力被害者への相談・救済支援体制の整備

基本目標	基本課題	施策の方向
職場における男女共同参画の実現	1.男女の均等な雇用の機会と待遇の確保	(1)男女の均等な雇用の機会と待遇の改善
		(2)農林水産業・商工自営業等における共同参画の推進
		(3)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
	2.仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1)育児・介護休業制度の定着
		(2)企業の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
	3.職業能力開発への支援	(1)多様な働き方に対応した就業機会の拡大
(2)職業能力開発のための情報提供		
地域社会における男女共同参画の実現	1.市民と行政との協働による男女共同参画の推進	(1)男女の地域参加の促進と市民活動への支援
		(2)地域活動を担う女性のエンパワーメントの促進
		(3)交流・ネットワークの構築
		(4)防災の分野における男女共同参画の推進
	2.男女共同参画の視点に立った地域の国際交流の推進	(1)国際理解と交流の推進



## 基本目標 社会全体における男女共同参画の実現

男女の固定的な性別役割分担意識(\*)の解消に努め、一人の人間としてお互いの人格や個性、生き方を尊重しあえる社会づくりを目指します。また、男女が共に社会的な責任を担うことは、男女共同参画社会の実現にとって重要なことから、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を推進します。あわせて、男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供の推進に努めます。

(\*) **固定的な性別役割分担意識** - 男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、「男は仕事、女は家庭」などのように役割を固定的に分けること。

### 基本課題 1

## 男女の固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画社会の実現を阻害している大きな要因には、長い時間をかけて人々の意識の中につくられた固定的な性別役割分担意識が考えられます。

第2次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査(\*) (以下「第2次意識調査」という)の「性別役割分担意識」についての結果(11頁グラフ参照)をみると、「男は仕事、女は家庭」という考えに同感しない人が、同感する人を大きく上回っています。

平成18年に行った第1次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査(\*) (以下「第1次意識調査」という)と比較すると、特に男性で同感する人の割合が減少しており、少しずつではありますが、性別役割分担意識は解消されてきているものの、社会全体には依然としてそうした意識が残っています。今後も一人ひとりの意識づくりのために、積極的な啓発活動が必要となっています。

(\*) **第2次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査** - 平成22年6月に男女共同参画施策推進の参考とするため、市内の20歳以上の男女1,000人(無作為抽出)を対象に意識調査を実施しました。男性306人、女性349人、計655人から回答を得ました。(回収率65.5%)

(\*) **第1次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査** - 平成18年11月に男女共同参画推進計画の策定や施策の推進の参考とするため、市内の20歳以上の男女1,000人(無作為抽出)を対象に意識調査を実施しました。男性301人、女性349人、計650人から回答を得ました。(回収率65%)

## 施策の方向

### (1) 慣習、慣行を見直すための啓発と学習機会の提供

日常生活の中において、個人の能力や資質とは関係なく性別によって役割を固定化する考え方は、あらゆる分野で残っています。男女のあり方や社会のシステムなどを見直し、意識改革のための、男女共同参画の視点に立った啓発活動や学習機会の充実を図ります。

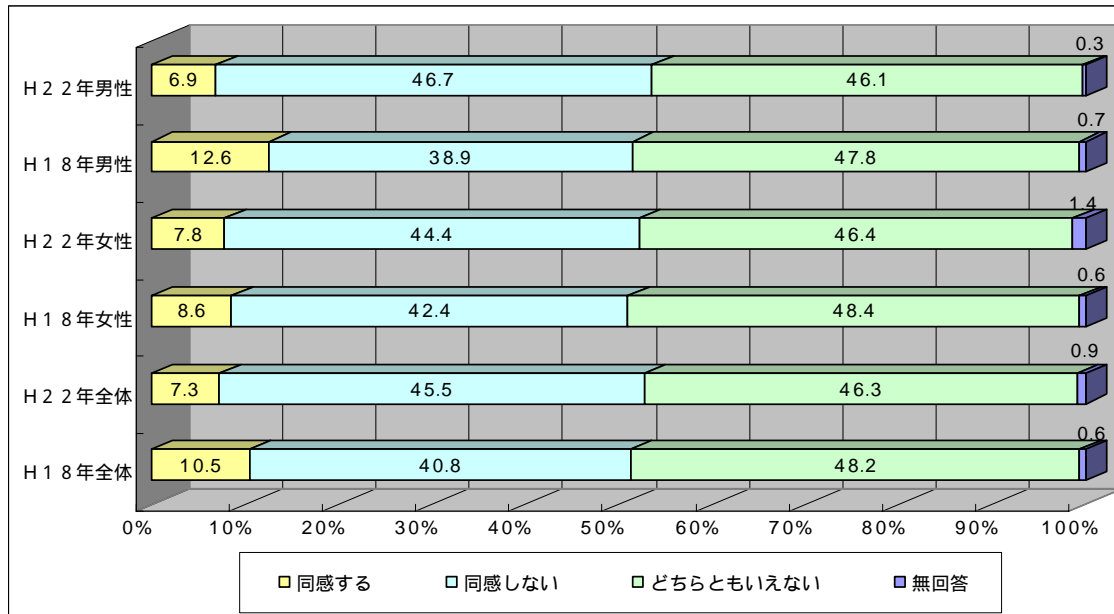
事業の概要	主な取り組み	担当部
各種講座や講演会、学習機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"><li>・男女共同参画に関する各種講座、講演会等を開催する</li><li>・地区・行政区などを単位としたいどう市民セミナーを開催する</li></ul>	企画部
各種行事等に男女が共に参画できる方策の検討と機会の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・各種会議・講座等の開催にあたっては、男女が参加しやすい日時の設定に努める</li><li>・各種会議・講座等開催時における託児サービスの実施についての環境整備を行う</li><li>・関係機関等と連携し、保育援助・協力者の育成を図る</li></ul>	全部署

### (2) 各種メディアによる男女共同参画に関する啓発

多様な通信媒体を通じて、日常生活の中の性別による役割分担意識や固定観念の見直しを図るための広報・啓発活動を行います。

事業の概要	主な取り組み	担当部
広報紙、ホームページ等による啓発活動の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・市広報紙、ホームページを利用した情報提供を行う</li><li>・市刊行物等において男女共同参画の視点に配慮した表現の浸透を図るためガイドラインを作成する</li></ul>	企画部
啓発資料の作成、配布	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民向けの啓発パンフレット等の作成、配布を行う</li></ul>	企画部

□ 性別役割分担意識について（「男は仕事、女は家庭」という考えについて）



「男は仕事、女は家庭」という考え方について、全体では「同意しない」が45.5%で、「同意する」の7.3%を大きく上回っています。第1次意識調査時に比べ、特に男性で「同意する」が減少し、「同意しない」が増加しており、男性の意識が変わってきていることが伺えます。

しかし、「どちらともいえない」が全体で46.3%と、高い割合を占めていることから、今後も性別分担意識の解消に向けた取り組みが必要であるといえます。

資料：第2次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査（平成22年）

第1次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査（平成18年）

基本課題2

政策・方針決定過程への女性の参画

男女を問わず、すべての市民が政策や方針決定過程に参画することは男女共同参画社会の実現に不可欠です。市民が市政に関心を持ち、自分の考えを述べ、政策や方針を決定する場に参画することが重要です。特に女性が社会に参画することにより、新しい発想や価値観を生み出し、社会全体の活性化につながります。

本市の審議会等委員への女性の登用について、これまで登用率を30%とする目標を設定して取り組んできましたが、平成23年4月1日現在で22.5%と目標に達しておらず、県内市町村の平均23.6%にも及んでいないのが現状です。

あらゆる分野に女性の意見や考えを反映させていくために、政策・方針決定過程へのより一層の女性の参画を図るとともに、女性の意識の啓発と人材の発掘・育成が必要と

なっています。

## 施策の方向

### (1) 市の審議会等委員の女性参画の推進

本市の審議会等委員への女性の登用率は、いまだ低い状況にあり、全く女性委員がいない審議会等もあります。市政に女性の意見を反映させるため、構成員の男女比率に配慮した登用についての取り組みを行い、女性の参画を進めます。

事業の概要	主な取り組み	担当部
各種審議会等委員の女性の参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員公募制や女性委員のクォータ制(*)の推進を図る</li> <li>・女性人材リストの整備と活用を図る</li> <li>・リーダー育成のための講習会、研修会等を開催する</li> <li>・女性委員のいない審議会等の解消を図る</li> </ul>	全部署
目標数値の設定と定期的な調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市審議会等委員への女性登用状況調査の実施・公表を行う</li> <li>・女性登用比率30%以上の達成を目指す</li> </ul>	企画部

(\*)クォータ制 - 性や人種間等の格差を是正するために、性別や人種等を考慮して、一定の人数や比率を割り当てる制度です。

### (2) 市・企業・団体などの意思決定過程への女性参画の促進

市・企業・各種団体などにおいて、政策決定や意思決定過程への女性の参画は少なく、男性優位の傾向が続いています。バランスのとれた社会を形成していくために、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(\*)に取り組むことを奨励し、女性参画の促進を図ります。

(\*)積極的改善措置(ポジティブ・アクション) - 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

事業の概要	主な取り組み	担当部
市における管理職等への女性の登用及び職域拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の能力や適性に基づき、管理職への女性の積極的な登用を進める</li> <li>・性別による職務分担慣行を見直すとともに、本人の意</li> </ul>	総務部

	欲や意向を尊重し、個人の能力によって職員を配置する	
企業・団体などへの啓発活動の充実	・企業や団体などに対し、意思決定過程への女性の登用を働きかける	全部署
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進	・企業に対して、男女共同参画優良事業所の事例等情報提供を通し、啓発を行う	企画部

### 基本課題3

## 調査・研究、情報の収集・提供の推進

男女共同参画に関する施策を効果的なものにするため、現状の問題点や課題を把握し、施策に反映させるとともに、各種情報の収集・整理・提供の充実が必要となっています。

### 施策の方向

#### (1) 男女共同参画に関する調査研究活動の推進

男女共同参画に関する意識調査や各種統計調査を定期的に行い、実態把握に努めます。

また、まちづくりを担う市職員が男女共同参画の視点を持って各分野の施策や事業に取り組むことができるよう、研修等による意識の啓発を図ります。

事業の概要	主な取り組み	担当部
男女共同参画に関する調査研究	・意識調査等を実施し実態把握に努める	企画部
男女共同参画の視点に立った市職員の研修の充実	・男女共同参画の視点を持って各分野の施策や事業を行えるよう、市職員への情報提供や研修の充実を図る	企画部

#### (2) 情報収集・提供

男女共同参画に関する情報の収集に努め、あらゆる媒体や機会を通じて市民への情報提供の充実を図ります。

事業の概要	主な取り組み	担当部
男女共同参画に関する情報の収集・提供	・男女共同参画に関する資料や情報を収集・整理し、提供を行う	企画部

## □ 栗原市の女性登用状況

### 審議会等委員への女性委員の登用状況

(各年度4月1日現在)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
審議会等数 ( )	46	47	44	44	43
うち女性委員のいる審議会等	21	21	19	21	18
女性委員比率 (%)	16.2	19.0	18.5	21.9	22.5
県内市町村平均 (%)	22.0	22.2	22.7	23.3	23.6

審議会等は行政委員会と附属機関等(複数市町村にまたがる広域の審議会は除く)

### 市職員の管理職における女性の割合

(各年度4月1日現在)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
女性管理職数 (人)	31	33	37	38	44
女性管理職割合 (%)	13.1	15.1	17.6	18.5	22.7
県内市町村平均 (%)	9.3	11.6	12.6	13.9	13.5

管理職とは、課長及びこれに相当する職以上の者

資料：宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告

□ 政策・方針決定過程への女性の参画 ～国際比較～

平均寿命、教育水準、国民所得を用いて算出する国連の**人間開発指数(HDI)**(\*)をみると、日本は187か国中12位と、高い水準にあります。

その一方、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから作成される男女格差を測る**ジェンダー・ギャップ指数(GGI)**(\*)では、135か国中98位と、HDIと比べて大きく落ち込み、先進国や主要国の中で最低水準の状況になっています。これは、女性の政治分野への参画が少ないことや男女の所得格差が大きいことが影響しています。

< HDI (人間開発指数) >

- 1位 ノルウェー
- 2位 オーストラリア
- 3位 オランダ
- 4位 アメリカ
- 5位 ニュージーランド
- 6位 カナダ
- 7位 アイルランド
- 8位 リヒテンシュタイン
- 9位 ドイツ
- 10位 スウェーデン
- 11位 スイス
- 12位 日本**
- 20位 フランス
- 24位 イタリア
- 28位 イギリス

< GGI (ジェンダー・ギャップ指数) >

- 1位 アイスランド
- 2位 ノルウェー
- 3位 フィンランド
- 4位 スウェーデン
- 5位 アイルランド
- 6位 ニュージーランド
- 7位 デンマーク
- 11位 ドイツ
- 18位 カナダ
- 23位 オーストラリア
- 48位 フランス
- 74位 イタリア
- 98位 日本**
- 99位 ケニア

資料：国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書」（2011年）及び「世界経済フォーラム」（WEF）（2011年）

(\*) **人間開発指数(HDI)**とは

その国の人々の生活の質や発展度合を示す指標で、健康で長生きできるかどうか、知識を得る機会があるかどうか、人間らしい生活を送れるかどうかについての達成度を示します。

(\*) **ジェンダー・ギャップ指数(GGI)**とは

経済への参加と機会、教育の達成、政治への参画、健康と生存の4分野での男女格差を指数化したものです。

積極的に取り組みましょう

男女共同参画に関する情報に関心を持ち、講演会等へ積極的に参加して、理解を深めましょう。

学校、家庭、職場、地域で、性別による固定的な役割分担を見直し、男女平等の意識を育てましょう。

地域組織や企業等で、役職や役割を男性、女性という視点で区別している傾向がないか見直しましょう。

政治や行政に関心を持ち、企画や立案、決定の場へ積極的に参画し、視野を広めながら、自らの意識改革を図りましょう。

進んで役員やリーダーに挑戦したり、審議会等委員の募集に積極的に応募するなど、まちづくりや各種団体活動に参画しましょう。



## 基本目標 教育の場における男女共同参画の実現

男女がお互いの人権を尊重し、男女平等意識の形成を促進するために、家庭、学校社会などにおける教育や学習の果たす役割は重要であることから、人権教育を中心とする学校等における男女平等教育の推進、社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進を図ります。

### 基本課題1

## 学校等における男女平等教育の推進

男女平等意識の形成は、生活の基本となる家庭での教育や学校等での教育が大きく関わっています。特に、人格形成期にあたる子どもたちへの教育は、男女平等の意識づくりに大きな影響を及ぼすことから、極めて重要な役割を担っています。

第2次意識調査の結果をみると、男女平等の意識を育てるために学校教育で必要なこととして、「生活指導や進路指導において、男女の別によらず能力を生かせるように配慮すること」をあげる人が7割と最も多くなっており、男女の別にかかわらない平等な教育を望んでいることが分かります。

今後も継続して学校等における男女平等の視点に立った教育の推進や男女共同参画について学ぶことのできる機会の提供が必要となっています。

### 施策の方向

#### (1) 男女の人権の尊重・平等意識を培う教育・学習の充実

幼稚園や学校は、子どもの生き方や考え方に大きな影響を与える場であることから、生活や学習、進路指導など、あらゆる分野において男女平等の理念に基づいて行われることが必要です。

人権の尊重、男女の平等、相互理解と協力についての指導を充実させるとともに、自立の意識を育み、個性や能力を尊重する教育を推進します。

事業の概要	主な取り組み	担当部
地域に根ざした学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人材を幅広く活用し、地域の良さを生かした教育を推進する</li> <li>・地域の願いや社会の変化に対応した開かれた学校づくりを推進する</li> </ul>	教育部
保護者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会や授業参観、学校・学級通信などを通して、男女平等の意識啓発を積極的に行うとともに、家庭における男女平等教育の情報提供を行う</li> </ul>	市民生活部 教育部
教職員への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育に携わるすべての人に対して、男女平等、男女共同参画の理念が理解されるよう、研修の充実を図る</li> </ul>	教育部
男女平等の視点に立った生活、学習、進路指導及び教材等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重、男女平等を基本とした教育を積極的に推進する</li> <li>・学校が使用する物品について、男女平等の配慮及び男女の特性が生かされる配慮を行う</li> <li>・男女の固定的な役割分担に捉われず、個人の能力や興味に応じた進路選択ができるよう、進路指導の充実を図る</li> </ul>	教育部
男女混合名簿の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女を分ける必要のないものにおいて、固定的観念に捉われず、混合名簿などの導入を促進する</li> </ul>	教育部

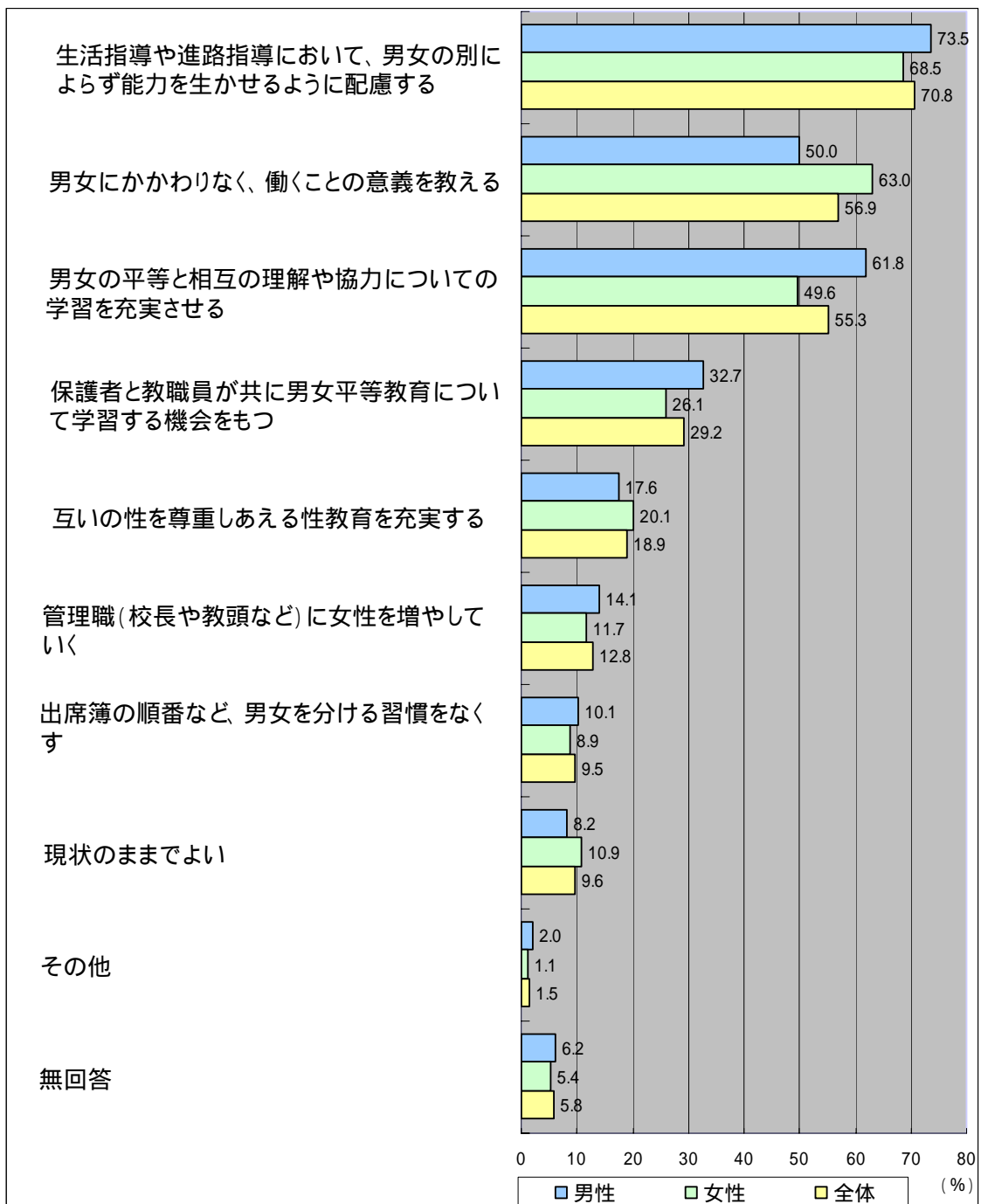
## (2) 性の尊重についての普及啓発

男女共同参画社会を実現するうえで、男女が互いの身体的特徴及び性について、正しい理解と知識を身につけることが大切です。

また、近年の多様な性のあり方に対しても配慮しながら、児童・生徒の発達段階に応じた性に関する教育を行い、男女が健康で、お互いの性を対等なものとして尊重しあえる意識を育むことができるよう、学習機会の充実を図ります。

事業の概要	主な取り組み	担当部
性に関する教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性に関する正しい知識を身につけられるよう、発達段階に応じた教育の充実を図る</li> </ul>	教育部 市民生活部
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー等を配置し、気軽に相談できるような体制を整備する</li> <li>・教職員に対する性教育についての研修の充実を図る</li> </ul>	教育部

□ 学校教育の場で望むこと



資料：第2次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査(平成22年)

男女平等の意識づくりのために学校教育に望むことは「生活指導や進路指導において、男女の別によらず能力を生かせるように配慮する」という回答が最も多く、次いで男性では「男女の平等と相互の協力についての学習を充実させる」が続き、女性では「男女にかかわらず、働くことの意義を教える」になっています。性別によらず個性や能力を生かして、男女協力しあうことを大切にしてほしいという願いが伺えます。

社会教育・生涯学習は、市民が生涯を通して学び続けることで自己実現を図り、豊かな人生を送ることを目的としています。

余暇の拡大、価値観の多様化など、社会の変化・成熟化に伴い、市民の生きがいや楽しみを求める意識や様々な分野で新しい知識や技術の習得を求める意識が高まってきています。

このような中で、社会教育や生涯学習の果たす役割は大きく、男女平等意識の高揚・定着に向けて、性別による固定的役割分担に捉われない家庭教育の促進、基本的人権の尊重や男女共生について、学ぶ場、意見交換をする場を創出し、男女の相互理解を図ることが必要となっています。

### 施策の方向

#### (1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

男女平等意識は、乳幼児期からの家庭における子育てのあり方が大きな影響を及ぼします。性別に偏ることなく、個性を尊重し能力を十分に伸ばせるような家庭教育の充実を図ります。

事業の概要	主な取り組み	担当部
家庭教育に関する学習機 会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所、幼稚園及び小・中学校保護者会等が実施する家庭教育学級開催の拡充を図る</li> <li>・「就学时健康診断」や「入学説明会」「保護者会」等の機会を利用して、学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を図る</li> <li>・家庭教育に関する相談体制の充実を図る</li> </ul>	市民生活部 教育部

#### (2) 男女共同参画のための学習機会等の充実

市民に学習と交流の機会を提供する生涯学習の振興は、男女共同参画意識の形成を図る上で極めて重要であり、ライフステージに応じた多様な講座内容の充実を図ります。

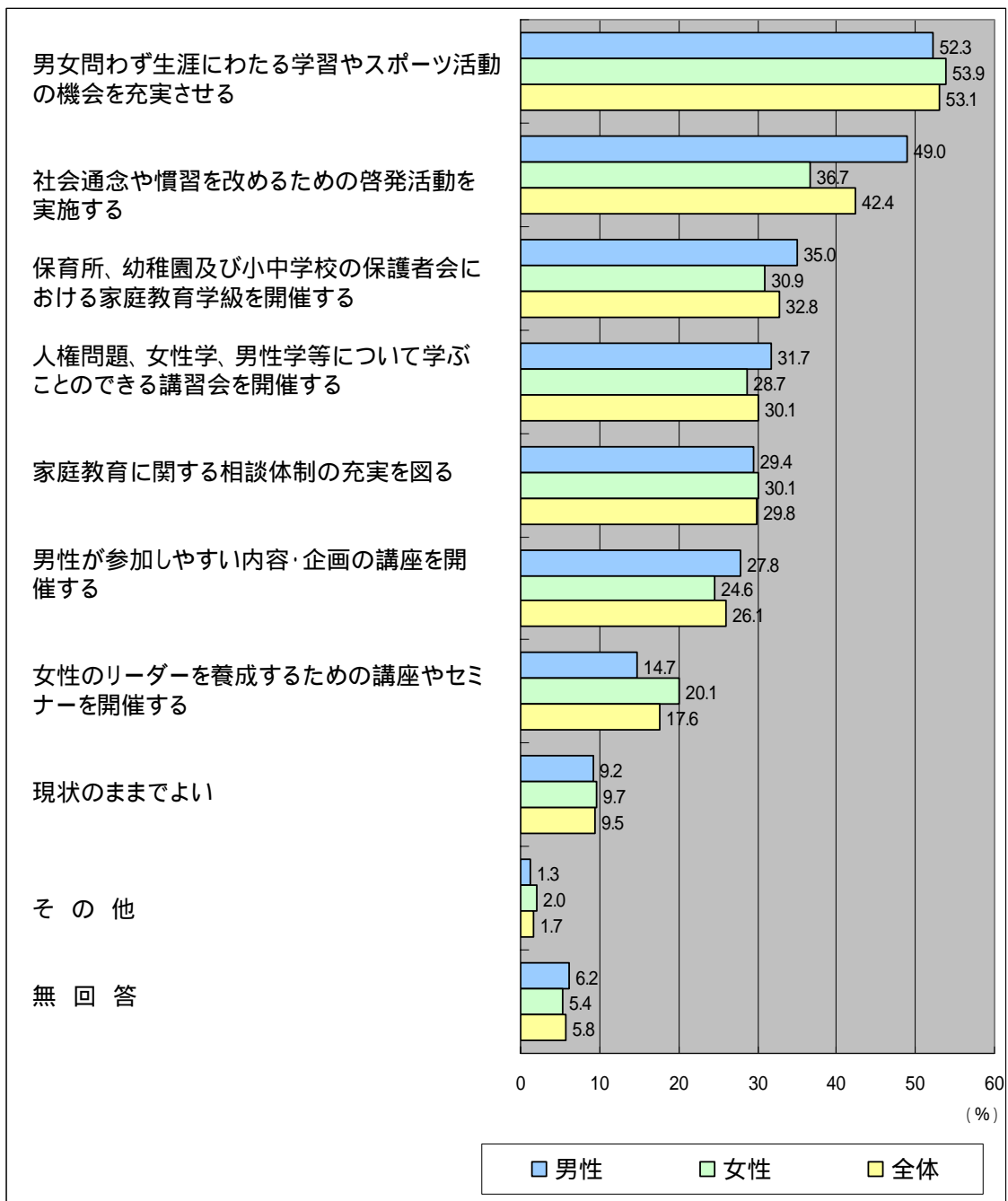
事業の概要	主な取り組み	担当部
人権や男女共同参画に関する学習機会の提供	・人権問題、男女共同参画等について学ぶことのできる講座や講演会などの学習機会を提供する	市民生活部
男性向け講座の開催と参加促進	・男性が参加しやすい内容・企画の講座を開催する	教育部
生涯にわたる学習やスポーツ活動機会の充実	・学習やスポーツ活動を行う機会を提供できる環境をつくるとともに、ライフスタイルに応じた内容や時間設定などに配慮する	教育部

### (3) 生涯学習指導者等に対する啓発と研修の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、生涯学習における市民講師やグループ・サークルのリーダーなど、地域における学習指導者の果たす役割が重要であることから、指導者自身が人権尊重に基づく男女平等観や、男女共同参画社会についての知識と理解を深める機会の充実を図ります。

事業の概要	主な取り組み	担当部
生涯学習指導者等に対する啓発・研修の充実	・生涯学習指導者等に対する啓発・研修等を実施する	教育部

□ 社会教育・生涯学習の場で望むこと



資料：第2次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査（平成22年）

「男女問わず生涯にわたる学習やスポーツ活動の機会を充実させる」が全体で最も割合が高く、生涯学習・生涯スポーツの機会の充実を求める人が多くなっています。次いで「社会通念や慣習を改めるための啓発活動を実施する」が続いています。

「保護者会における家庭教育学級を開催する」、「家庭教育に関する相談体制の充実を図る」へも回答数が多いことから、家庭教育への期待度が高いことが伺えます。

積極的に取り組みましょう

「男の子だから、女の子だから」ではなく、「男の子も、女の子も」の意識を育てましょう。

「身の回りのことは自分で」を基本に、子どもときから生活能力を養う子育てを行いましょう。

人権（男女平等）教育、家庭教育、健康教育などの学習の機会には、夫婦や親子で参加し、理解を深めるようにしましょう。

男女にかかわらず、生涯を通して働くことの意義を学びましょう。

## 基本目標 家庭における男女共同参画の実現

家庭は男女共同参画の意義を学び、実践するための基礎となる場です。男女が共に築く家庭生活への支援、地域における子育て支援、要介護者のいる家庭への支援の充実を図り、相互の協力のもとに、家事・育児・介護等にあたることのできる環境の整備を図ります。また、男女の生涯を通じた心と体の健康支援と夫婦・パートナー等の男女間におけるあらゆる暴力の根絶に努めます。

### 基本課題 1

## 共に築く家庭生活への支援

第2次意識調査では、家庭における男女の地位について「平等である」と感じている人が全体で37.7%となっており、第1次意識調査の27.2%から10%以上増えています。

しかしながら、「男性優遇」「男性やや優遇」と感じている人を合わせると46.9%と「平等」と考える人よりも多くなっており、家庭における男女の不平等感は解消されつつあるものの、依然として男性優位の傾向があり、家庭での役割についても、家事全般を女性が担っている割合が高いという結果となっています。

家庭における男女共同参画を進めるには、日常的な家事や育児・介護などの家庭内役割を男女が共同で取り組むことの大切さと必要性について継続的な啓発を行うなど、家庭生活における固定的な性別役割分担意識を変革していくことが求められています。

これまでのような男性の仕事中心のライフスタイルを見直し、女性に偏っている家庭内役割に男性も携わることができる環境づくりを進めることが必要となっています。

### 施策の方向

#### (1) 男女のパートナーシップに基づく家庭づくりの啓発

家庭における男女が、夫婦・パートナーとして共に責任と役割を分かち合うことのできる家庭づくりに向けて、啓発や学習機会の充実を図ります。



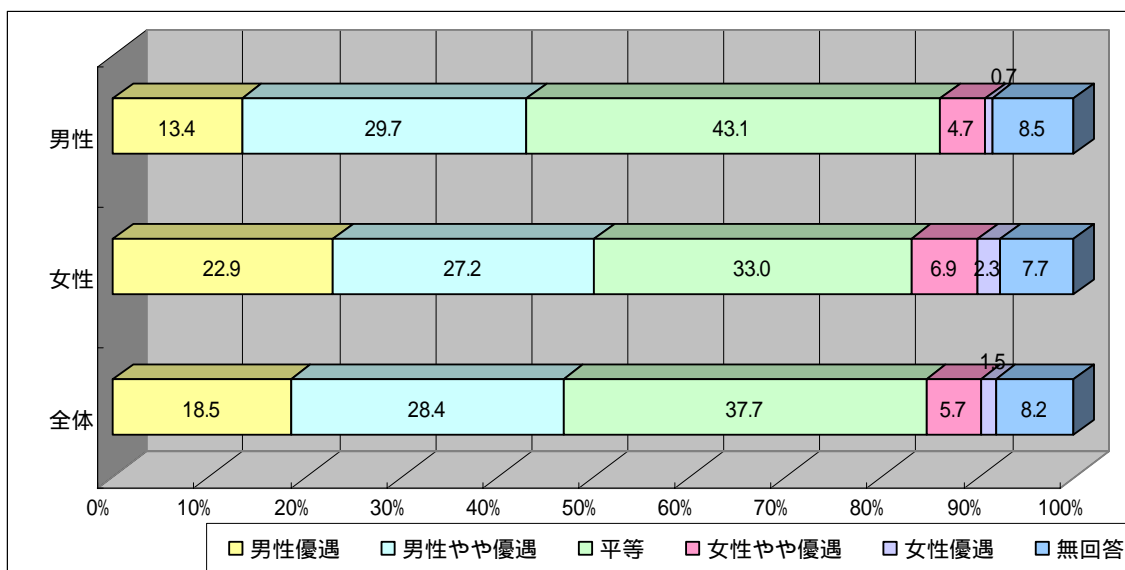
事業の概要	主な取り組み	担当部
家庭における男女共同参画の促進に向けた啓発活動の推進	・世代に関係なく、家事、育児、介護などの家庭責任は男女が担うという認識を醸成する啓発活動を行う	企画部
家庭づくりに向けた講座の開催	・育児・子育てに関する講座等の開催	市民生活部

## (2) 男性の家事・育児・介護等への参加促進と支援

固定的な性別役割分担意識の解消をめざし、男性が円滑に家事・育児・介護などへ参加できるよう、男性への意識啓発に努め、情報提供や学習機会の充実を図ります。

事業の概要	主な取り組み	担当部
男性のための各種生活講座の開催	・男性が円滑に家事、育児、介護などへ参加できるよう、情報提供や学習機会の充実を図る	市民生活部
親子が一緒に参加できるイベントや講座の開催	・仕事中心のライフスタイルを見直し、子育てに参加できるよう、父と子の親子活動の促進を図る	市民生活部 教育部

### □ 家庭における男女の地位について

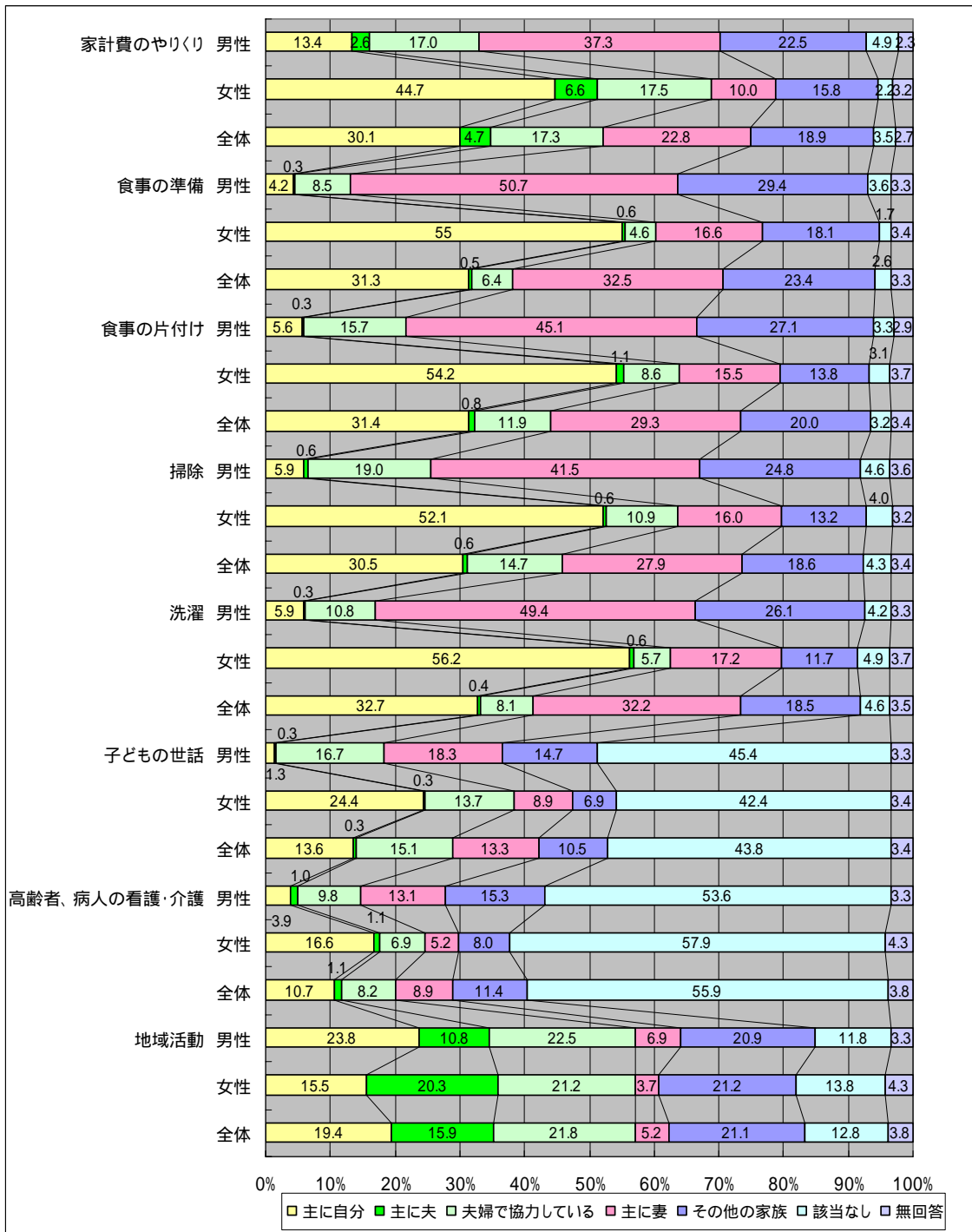


資料：第2次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査（平成22年）

男女共に「平等」と答えた人が高い割合となっていますが、「男性やや優遇」「男性優遇」

と答えた人を合わせると、「平等」と答えた人よりも多くなっており、依然男性優位の社会という考えが強いことが分かります。男女別に見ると、男性の方が女性よりも「平等」と回答した割合が高くなっており、女性の方は「男性優遇」と回答した割合が高く、男女間で意識の差が存在しています。

□ 家庭での役割について



資料：第2次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査（平成22年）

家庭生活では、家事全般を女性が担当している割合が高くなっています。「夫婦で協力している」と回答している割合は、「地域活動」で目立っていますが、それ以外は男女いずれも2割を満たしていない状況です。

## 基本課題2

### 地域における子育て支援の充実

子どもの数が減少する中、女性の社会進出や現在の社会経済の不安定な状況を反映し、働く女性の数は増加しています。

その一方で、子どもを育てるのは女性の役割とする従来の性別役割分担意識に加えて、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育てに携わる女性の身体的・精神的負担はますます大きなものとなっています。

このため、子どもを持つ女性がその能力と意欲を、家庭はもとより、職場や地域で十分発揮できるよう、育児を女性の役割として固定する意識を改め、両親が協力して育児を行うことが大切です。また、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう、育児に対する社会的支援の拡充など、社会全体で子育てを支えていくシステムの整備とその充実が必要となっています。

#### 施策の方向

##### (1) 多様な子育て支援の拡充

子育てを地域で支援していくという意識と環境の整備が一層求められています。子育ての多様なニーズに適切に対応し、仕事と子育ての両立の負担感を軽減するため、保育所待機児童の解消や地域コミュニティにおける子育て支援体制を構築し、保健、医療、福祉、教育、地域づくりなど、総合的な視点から子どもたちが健全に成長できる環境整備を進めます。

事業の概要	主な取り組み	担当部
保育・子育て支援サービスの充実	・保育の多様なニーズに合わせて、サービスの充実を図る（延長・一時保育等） ・幼保一元化への対応 ・放課後の低学年児童の健全育成を図るため、地域のニーズに対応したサービスの充実を図る（放課後児童クラブ、幼稚園預かり保育等）	市民生活部 教育部

安心して出産・育児ができる医療体制の充実	・産科・小児科などの医師招へいと他の医療機関との連携強化を図り、周産期医療並びに小児医療体制の充実に努める	医療局
ひとり親家庭に対する生活の安定と支援サービスの充実	・各種助成制度等の経済的支援 ・民生児童委員など各種相談員との連携を図り、社会的自立のための相談体制の充実を図る	市民生活部
児童健全育成事業の推進	・児童の健全育成のため、居場所や活動の場の確保を図る ・青少年の健全な育成活動を市民総ぐるみで推進する	教育部
要保護児童対策	・児童虐待防止ネットワークの強化を図り、虐待の事前防止や早期発見と適切な対応に努める ・カウンセリングの実施、保護者に対する助言等を行う	市民生活部

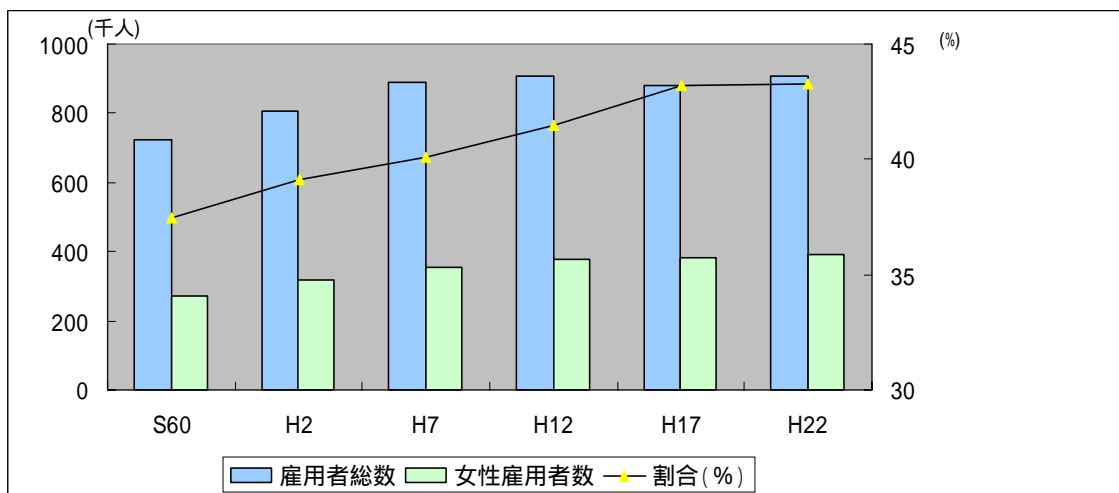
## (2) 子育て支援ネットワークの構築

育児相談や育児サークルの育成支援など、子育て支援センターの機能の強化を図るとともに、地域における様々な支援機能を充実させることにより、地域社会で子育てを支援するネットワークづくりを進めます。

事業の概要	主な取り組み	担当部
子育て支援センターの機能充実	・子育て家庭の育児支援や、子育てサークルの育成等に対応した専門施設として、子育て支援センターの拡充を図る ・子育てに関する相談が気軽にできるよう、相談体制の充実を図る	市民生活部
子育てサークル等の活動支援	・子育ての各種サークルの活動を支援するため、場所の提供、保健師や栄養士、保育士等の人材の派遣等の支援を行う	市民生活部
子育てに関する情報提供の充実	・子育てガイドブックを配布し、子育てに関する情報を提供する ・市のホームページを活用し、子育てに関する情報が一元的に検索できるようにする	市民生活部
各種事業における託児室等設置の促進と託児協力者の育成	・各種会議・講座等開催時における託児サービスの実施についての環境整備を行うとともに、託児協力者の育成と活動支援を行う	市民生活部

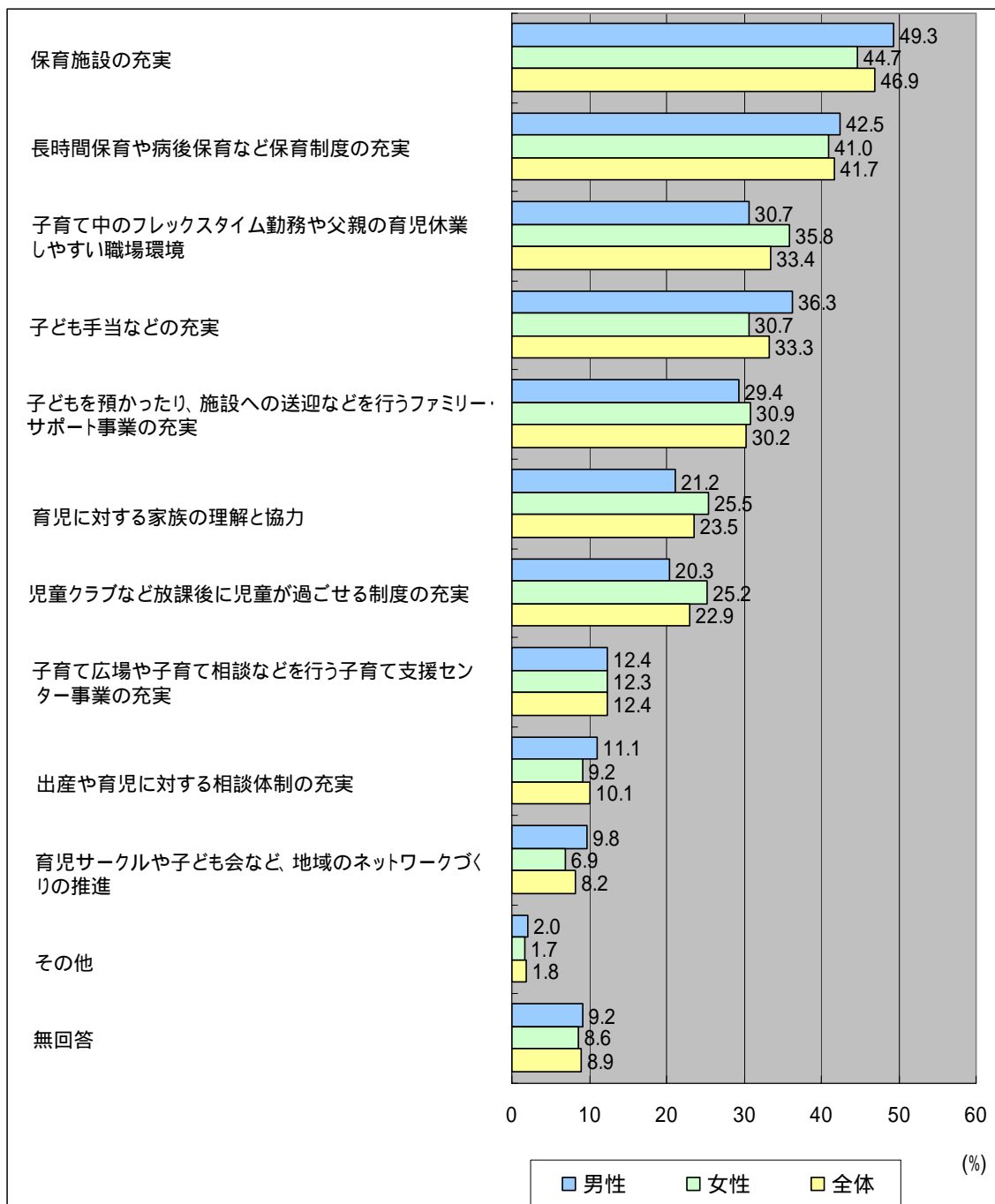
□ 宮城県内の雇用者数の推移

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
雇用者総数 (千人)	725	807	891	909	881	909
女性雇用者数 (千人)	272	316	357	377	381	394
女性の割合 (%)	37.5	39.1	40.1	41.5	43.2	43.3



資料：総務省 「国勢調査」

□ 子どもを産み、育てやすい環境整備のため必要なこと



資料：第2次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査（平成22年）

全体的に見ると、「保育施設の充実」が46.9%と最も高く、次いで「長時間保育や病後保育など保育制度の充実」41.7%、「子育て中のフレックスタイム勤務や父親の育児休業を取得しやすい職場環境」33.4%、「子ども手当などの充実」33.3%となっており、保育施設や保育サービスの充実を望む割合が高くなっています。

### 基本課題3

## 要介護者のいる家庭への支援の充実

育児と同様、高齢者や障がい者の介護や看護にかかる役割も、これまで女性が多くの身体的・精神的負担を担ってきました。

第2次意識調査でも、家族による介護を望む場合、妻や娘など女性にその役割を期待する傾向があります。

介護や看護が長い期間にわたることによる過度の負担のために、介護する女性自らが健康を害してしまうケースや就労を断念するケースも少なくありません。一部の家族や女性にのみこれらの負担が集中しないように、男女が共に協力し合える関係づくりの推進や、高齢者や障がい者のための各種サービスの充実により、社会に出て働きながらも介護できる両立支援体制が必要となっています。

誰もが年齢や障がいの有無に関わらず、社会とつながりを持ち、いきいきと安心して暮らせるような機会の提供と支援が求められています。

### 施策の方向

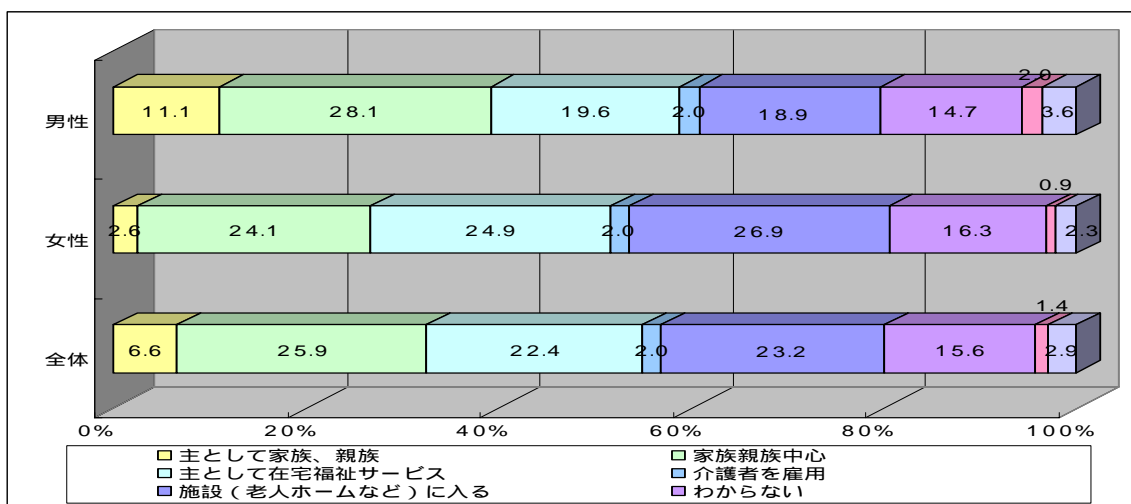
#### (1) 地域における介護体制の確立

在宅サービスや施設サービスなど、介護サービスの質の向上に努めるとともに、介護に関する情報提供や相談体制の充実に努め、介護保険制度の円滑な運営を図ります。また、地域で高齢者を支えるための意識醸成を図りながら、男性も介護に携わることができるよう、介護研修等の実施と介護に係る人材の育成と確保に努めます。

事業の概要	主な取り組み	担当部
介護保険制度の円滑な運営	・在宅サービスや施設サービスなど、介護サービスの質の向上、介護に関する情報提供や相談体制の充実に努める	市民生活部
地域社会で高齢者を支える意識醸成	・地域福祉に関する情報提供を行うとともに、地域で高齢者を支えるための意識の醸成を図る	市民生活部
家族介護者への支援	・介護者の立場に立った介護サービスや福祉サービスを推進し、介護の長期化等に伴う身体的・精神的負担の軽減を図る ・男性の介護に対する参加を促進するため、男性を対象	市民生活部

	とした介護研修等を開催する	
介護を担う人材の育成・確保	・保健、医療、福祉等の関係機関の連携強化を図り、介護支援専門員等、介護を担う人材の育成・確保に努める	市民生活部

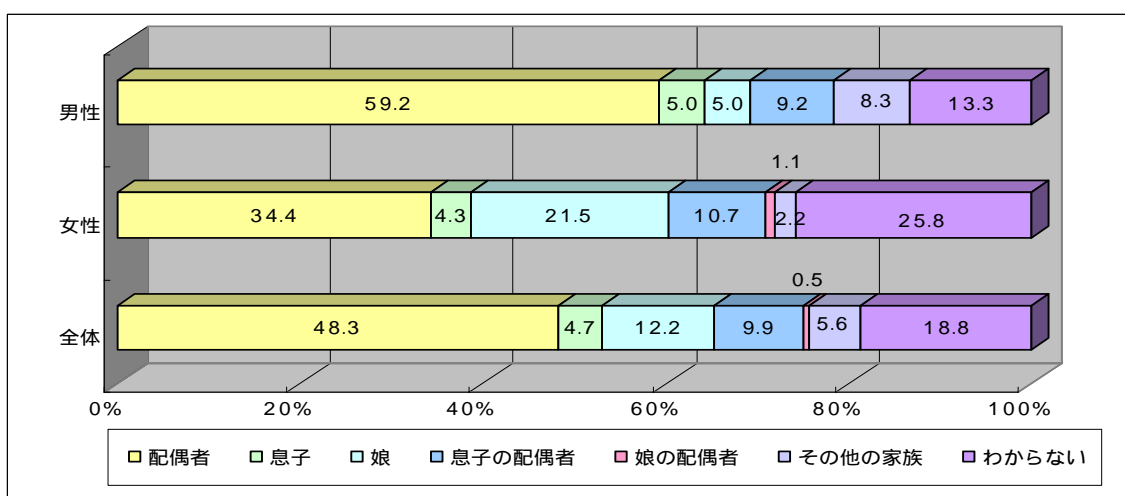
介護に対する考え（もし介護が必要になった場合、誰に介護をしてもらいたいか）



資料：第2次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査（平成22年）

男性では「家族、親族に中心となって世話をしてもらい、その足りない部分を在宅福祉サービスに補ってもらおう」が28.1%と最も多く、女性では「施設（老人ホームなど）に入り、世話をしてもらおう」が26.9%と最も多くなっています。「主として家族、親族に介護してもらおう」は男性では11.1%、女性では2.6%となっています。

介護に対する考え（家族による介護を希望する場合、誰に介護をしてもらいたいか）



資料：第2次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査（平成22年）



「家族」や「親族」に介護してもらいたいと回答した人のうち、「配偶者」に介護を望んでいるのは男性では 59.2%、女性では 34.4%と最も高くなっていますが、女性の割合は男性よりかなり低くなっています。次いで、男性は「息子の配偶者」9.2%、女性は「娘」21.5%であり、いずれも介護は女性に期待されている傾向がみられます。

## (2) 障がいを持つ人の生活安定と自立支援

障がいを持つ人が、住み慣れた地域社会の中で、いきいきとした生活が送れるよう、在宅・施設サービスの充実を図るとともに、障がい者に配慮したまちづくりを進めることにより、すべての人にやさしいまちづくりを目指します。

また、男女共同参画の視点に立って、障がい者の就労や社会参加の促進のための広報啓発活動や、障がいの種別を越えた連携、障がいを持たない人々との交流を促進します。

事業の概要	主な取り組み	担当部
障がい者にやさしいまちづくりの推進	・道路や公共施設のバリアフリー化を推進する	全部署
社会参加の促進と交流	・障がい者に対する性差のない自立支援の充実を図る ・障がいの有無にかかわらず、共に参加できる各種イベント等の開催により、障がい者の社会参加を促進するとともに、地域社会の一員として相互交流を促進する	市民生活部 全部署

## (3) 高齢者の自立と安定した暮らしの支援

平成 23 年 3 月末の住民基本台帳における栗原市の総人口は 76,202 人となっており、これに対し、65 歳以上の人口は 24,098 人で、高齢化率は 31.6%となっています。人口が年々減少する中、高齢者人口は横ばい傾向で、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加しています。そのような中、男女が自立し、生涯を健康で、生きがいを持って高齢期を送ることが望まれています。

高齢者が就労や様々な社会活動へ積極的に参加するとともに、地域社会の中で安心して自立した生活が送れるよう、生きがいや健康づくりなど、高齢者の社会参加に対する男女共同参画の視点に立った支援を促進します。

また、各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態の予防の強化を図ります。

事業の概要	主な取り組み	担当部
高齢者保健福祉サービスの推進	・健康増進事業やミニデイサービス事業、認知症予防事業など介護予防に向けたサービスの充実を図る	市民生活部
高齢者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の生きがいづくりや技術や能力を生かすため、シルバー人材センター等との連携のもとで雇用の促進と機会の拡大を図る</li> <li>・高齢者の生きがいづくりのための生涯学習やスポーツ教室を開催する</li> <li>・高齢者の知識や技術を次世代に伝える機会を創出する</li> <li>・老人クラブなど、組織やグループで活動している人々に対して支援を行う</li> </ul>	市民生活部 産業経済部 教育部

#### 基本課題 4

### 生涯を通じた心と体の健康支援

女性は、乳がんや子宮がんなど女性特有の疾患や、妊娠、出産などに伴う健康課題があり、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。

女性が生涯を通して健康を保持できるよう、その身体機能に対応した健康管理を促進し、性に関する自己決定権も含め、自らの健康は自らがつくり守るという意識が高められるよう支援を行っていくことが大切です。

同時に、男女共に生涯のライフステージに応じた心身の健康維持と健康づくりが図れるよう、健康診断、健康相談、予防対策や性教育の充実など、健康への取り組みを支援していくことが必要となっています。

#### 施策の方向

##### (1) 母性保護・母子保健の充実

女性が生涯を通じて、健康で、かつ、安心して社会参画を行っていくためには、母性の保護や、女性特有の健康問題への配慮を社会全体での共通認識にしていくとともに、性と健康管理に関する正しい知識を得て、自己健康管理意識を向上させていくことが大切です。女性のライフステージに応じた健康づくりの支援体制の整備を図り、男女がそれぞれの心身の特徴を十分に理解し合い、主体的に性や妊娠等に関する健康について決定できるように、正しい情報の提供と相談体制づくりを進めます。

事業の概要	主な取り組み	担当部
母性保護の重要性と正しい認識のための啓発	・妊娠・出産など母性の正しい知識の普及とその重要性について啓発を行う	市民生活部
母子保健サービスの充実	・安心安全に妊娠・出産・育児ができるよう、健診や相談をはじめとする母子保健体制を充実する	市民生活部
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（*）に関する学習機会の提供	・性と生殖に関する健康と権利について、あらゆる機会や媒体を通して周知する	市民生活部
ライフステージに応じた心身の健康支援に関する情報の提供と相談の充実	・女性特有の健康上の問題に対して、情報提供や相談体制の整備などを進める	市民生活部

（\*）**リプロダクティブ・ヘルス/ライツ** - 性と生殖に関する健康と権利：身体的・精神的・社会的に良好な状態にあり、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、又は産まないかを当事者の女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠・出産・中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視した考え方です。

## （２）生涯にわたる健康づくりの支援

男女一人ひとりが生涯にわたって自立した生活を送るために、健康に関する情報提供や正しい知識の普及啓発など、生涯にわたる健康管理意識の向上に努めるほか、相談機能の充実を図り、すべての人が地域社会の中で、いきいきと生活できるように健康づくりの支援を行います。

事業の概要	主な取り組み	担当部
健康管理意識の啓発	・広報紙などを通じて、生活習慣病予防のための指導や健康管理意識の啓発を行う	市民生活部
保健施策の総合的な推進	・「くりはら市民 21 健康プラン」に基づき、健康づくり体制を確立し、市民の自主的な健康づくりへの支援と環境の整備・充実に取り組む	市民生活部
健康づくりの機会の提供	・各種健康づくり教室等を通じて市民の健康づくりを推進する	市民生活部
相談体制の充実	・個別に抱える健康に関する悩みへの適切なアドバイスができるよう、相談体制の充実を図る	市民生活部

## 夫婦・パートナー等の男女間における、あらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力行為は、身体的、精神的に大きな痛みをもたらす行為として、女性の基本的人権を侵害するものであり、決して許されることではありません。

しかしながら、配偶者間における暴力（ドメスティック・バイオレンス（\*）以下「DV」という）は増加傾向にあり、被害者のほとんどは女性です。第2次意識調査の結果でも、DVを受けたことがあると答えた女性が13.2%と、第1次意識調査結果（13.5%）とほぼ同割合となっており、このことからDVは、家庭の中の問題・個人的な問題として潜在化する傾向が伺えます。

DVの背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、今日までの男女が置かれてきた社会的な問題があるといわれています。

近年、デートDV（\*）の被害も深刻化していることから、将来にわたりDVの被害者にも加害者にもならないように、若い世代への人権尊重、男女平等を基本とした教育に取り組んでいくことが必要です。

暴力被害者の立場を十分に考慮しながら、暴力を潜在化させない、容認しない社会環境づくりが急務の課題となっています。

（\*）ドメスティック・バイオレンス - 夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の身体的・精神的暴力行為。

（\*）デートDV - 未婚のカップル、パートナー間における身体的・精神的暴力行為。

### 施策の方向

#### （1）女性の人権尊重とあらゆる暴力の根絶に向けた社会意識の醸成

女性に対する暴力や性の商品化の根底には、女性の人権に対する軽視が存在することから、人権としての性の尊重について社会全体の認識を深めるとともに、あらゆる暴力を許さない意識の醸成に向けて、様々な機会を通じて啓発活動を行います。

近年、増加傾向にあるデートDVについて、防止に向けた取り組みとして、学習機会を提供し、若年層への意識啓発活動を行います。

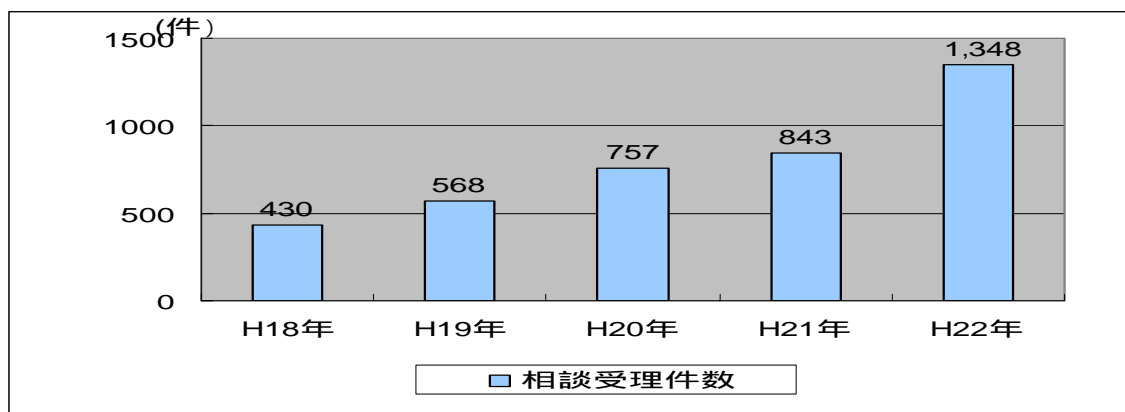
事業の概要	主な取り組み	担当部
暴力を許さない意識醸成のための啓発活動の推進	・配偶者からの暴力は人権侵害であるとの認識を浸透させるための意識啓発を行う	企画部 市民生活部
ドメスティック・バイオレンス（DV）性暴力に関する学習機会の提供	・正しい認識を深めるとともに、暴力の根絶に向けた学習機会を提供する ・若い世代に対し、デートDV等についての学習の機会を提供し、意識啓発を図る	企画部 市民生活部 教育部
メディアにおける人権尊重の推進	・情報に関する人権への配慮を図るとともに、不適切なマスメディアの情報からの隔離や情報を読み取る力の向上を図る	企画部 教育部

## （２）暴力被害者への相談・救済支援体制の整備

家庭・職場・地域などで様々な悩みを抱える女性が気軽に利用できる相談体制の充実が求められます。被害者の保護に努め、関係機関や市民との連携をはじめ、自立支援のための体制の整備を図ります。

事業の概要	主な取り組み	担当部
相談体制の充実	・家庭・職場・地域などで様々な悩みを抱える女性が気軽に利用できる相談体制の充実を図るとともに、各種相談窓口のネットワーク化を図る	市民生活部
緊急一時保護及び自立支援体制の強化	・ドメスティック・バイオレンス（DV）救済のための関係機関とのネットワーク化を推進する	市民生活部

☐ 宮城県警察におけるDV相談受理件数等



加害者との関係（平成 22 年）

婚姻関係	事実婚( )	離婚	事実離婚( )	合計
949	231	145	23	1,348

( ) 事実婚 - 事実上婚姻関係と同様な事情にあるもの

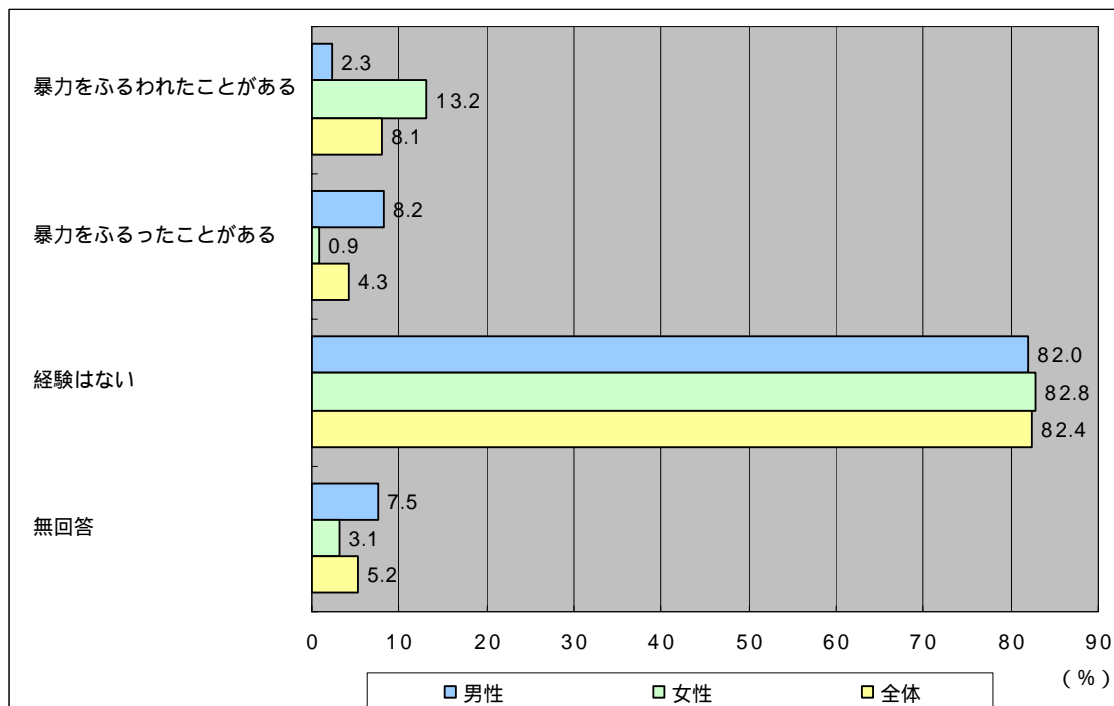
( ) 事実離婚 - 事実上婚姻関係と同様な事情にあったものが、事実上離婚したのと同様の事情に入ったもの

申立人・加害者の性別・年齢別一覧（平成 22 年）

	19 歳以下	20 ~ 29 歳	30 ~ 39 歳	40 ~ 49 歳	50 ~ 59 歳	60 歳以上	不詳	合計
申立人男性 (人)	0	9	24	9	4	10	0	56
申立人女性 (人)	17	275	417	286	142	155	0	1,292
加害者男性 (人)	10	208	392	287	183	210	2	1,292
加害者女性 (人)	2	8	27	5	5	9	0	56

資料：宮城県警

DV について（暴力をふるわれた、ふるったことがある人の割合）



資料：第 2 次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年）

DV について「経験はない」という人が多いものの、「暴力をふるわれたことがある」と答えた人が 53 人（男性 7 人、女性 46 人）いました。女性の 13.2%、男性の 2.3% が暴力をふるわれた経験があり、「暴力をふるったことがある」と答えた男性が 8.2% という結果がでています。被害者の割合は、全国的な傾向と同様に、圧倒的に女性が多くなっています。

DVの被害についての相談先について

	男 性		女 性		全 体	
	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)	回答数 (人)	割合 (%)
家族・親族	2	28.6	20	43.5	22	41.5
知人・友人	2	28.6	22	47.8	24	45.3
弁護士	0	0	0	0	0	0
警察	2	28.6	1	2.2	3	5.7
公的機関の相談窓口	1	14.3	5	10.9	6	11.3
民間の相談窓口	1	14.3	5	10.9	6	11.3
医師・カウンセラーなど	0	0	5	10.9	5	9.4
その他	0	0	2	4.3	2	3.8
誰にも相談しなかった	3	42.9	19	41.3	22	41.5
無回答	1	14.3	5	10.9	6	11.3

(複数回答可)

資料：第2次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査(平成22年)

DVの被害を受けたことがあると答えた人53人(男性7人、女性46人)に、「DVを受けていることを誰かに相談しましたか」という質問をしたところ、男女ともに「家族・親族」(41.5%)、「知人・友人」(45.3%)に相談したという回答が多くなっています。「警察」(5.7%)、「公的機関の相談窓口」(11.3%)、「民間の相談窓口」(11.3%)、「医師・カウンセラーなど」(9.4%)への相談は少なく、「誰にも相談しなかった」という人が4割もいることから、気軽に相談できる体制や、相談窓口の広報の強化が必要になっています。

積極的に取り組みましょう

家事・育児・介護等を家族みんなで分担するよう話し合しましょう。

思いやりや優しさなど、豊かな人間性を育てる教育を行きましょう。

保育サービスや介護サービスなど、行政や地域における支援制度を有効に活用しましょう。

男女が互いの性について、正しい理解と知識を身につけ、共に相手の性を尊重し合しましょう。

地域や市が行う健康教室などに積極的に参加し、ライフステージに応じた健康づくりに努めましょう。

メディアが送る不適切な情報にまどわされないようにしましょう。

暴力は人権侵害であるという認識をもち、あらゆる暴力を許さないという意識を育てましょう。



## 基本目標

## 職場における男女共同参画の実現

男女が共にいきいきと働き続けることは、生活を支える基本的な要素であり、働きやすい就業環境づくりは、男女共同参画社会の実現にとって重要な意味を持ちます。男女の均等な機会と待遇の確保、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>(\*)</sup>）の推進、職業能力開発への支援の充実を図り、男女が個人の能力を十分に発揮でき、多様な働き方を可能にする環境づくりを目指します。

(\*) ワーク・ライフ・バランス - 「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。

### 基本課題 1

## 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保

近年の厳しい雇用状況を反映して、男女ともに非正規雇用の割合が増えています。男性に比べ、女性の方がその割合が高い状況にあります。男女間の賃金格差や結婚・出産時の退職慣行なども依然としてあり、必ずしも女性の能力が生かされているとはいえない状況です。

男女雇用機会均等法など法的整備は進んできているものの、女性を取り巻く就業環境においては、いまだ厳しい状況であるといえます。男女が持てる能力を発揮し、いきいきと働くことのできる職場環境の整備をしていくことが必要となっています。

また、農林水産業や商工自営業等、家族経営を行っている分野では、女性に対する適正な評価や経営への参画がなされていないなど、昔からの就労の形態や慣習から脱しきれない現状が見受けられます。女性の経営上の位置づけを明確化することが必要となっています。

### 施策の方向

#### (1) 男女の均等な雇用の機会と待遇の改善

女性の就労環境は「男女雇用機会均等法」の施行により大きく改善されてきましたが、実際の運用については十分に浸透していない状況であり、採用・賃金・昇給・昇格などの面で、男女の差は依然として残っているのが現状です。事業主に対して「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」などの内容の周知を図り、雇

用差別をなくすよう意識啓発を行うとともに、母性保護の立場に立った就業条件が確保されるよう、関係機関との連携のもとで周知徹底を図ります。

事業の概要	主な取組	担当部
男女雇用機会均等法等の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主に対して雇用機会均等法や労働基準法などの内容の周知を図り、雇用差別をなくすよう意識啓発を行う</li> <li>・事業主や就労者に対して母性保護の立場に立った就業条件が確保されるよう、関係機関との連携のもとで母性に関わる法制度の周知徹底を図る</li> </ul>	産業経済部
パートタイム労働者等の就業条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートタイム労働、派遣労働等の労働条件向上のため、情報の収集や提供を行う</li> </ul>	産業経済部
男女共同参画についての学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主に対して男女共同参画に関する学習機会を提供し、意識啓発を行う</li> </ul>	企画部 産業経済部
企業における積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の管理職登用など企業に積極的格差改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発を行う</li> </ul>	企画部 産業経済部

## （２）農林水産業・商工自営業等における共同参画の推進

農林水産業、商工自営業等に従事している女性は、職場と家庭の区分が不明確になりがちであることから、労働に対しての十分な評価が得られない傾向にあります。女性が経営の重要なパートナーであることを十分認識し、適正な評価がなされ、経営に関する方針決定の場に参画できるよう普及啓発や研修機会の充実を図ります。

事業の概要	主な取り組み	担当部
女性の労働に対する適正評価と経営パートナーとしての意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の役割と貢献に対して適正に評価がなされ、経営パートナーとしての認識が浸透するよう啓発を行う</li> </ul>	産業経済部
知識や技術の習得支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座等を通じて、仕事に必要な経営知識などを習得できる機会の充実を図る</li> </ul>	産業経済部
家族経営協定締結の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の労働に対する適正評価と経済的自立のため、<b>家族経営協定（*）</b>の普及を促進する</li> </ul>	産業経済部 農業委員会

（\*）家族経営協定 - 家族経営が中心のわが国において、家族一人ひとりの役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合っって農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです。家族経営協定を締結することにより、家族の間に新しい信頼関係が生まれ、経営におけるそれぞれの役割分担や位置づけが明確になります。

### (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

男女雇用機会均等法により事業主にはセクシュアル・ハラスメント(\*)の防止措置が義務付けられました。職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、人権侵害であり、就業環境を悪化させるものと認識されていますが、防止に関する制度や体制はまだ不十分といえます。事業主等に対し、防止対策の推進の啓発に努めます。

(\*)セクシュアル・ハラスメント - 相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれます。

事業の概要	主な取り組み	担当部
セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	・事業主等へセクシュアル・ハラスメント防止のための取り組みがなされるよう働きかけるとともに、情報提供など取り組みへの支援を行う	企画部 産業経済部
相談体制の充実	・セクシュアル・ハラスメントに関する相談を受けられ、その解決を図ることのできる体制を整えるよう、事業主に働きかける ・相談機関について情報提供を行う	企画部 産業経済部

#### 基本課題2

### 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

男女がともに安心して仕事を続けるためには、家事や育児、介護などの家庭責任を担いながら仕事を両立できる職場環境が必要です。

これら家庭責任については、女性に大きな負担が課せられることが多く、出産・子育て期に仕事を離れる女性も少なくありません。就業の継続を望む女性が仕事を続けられるよう、結婚・出産退職など、女性に不利益な職場慣行や従来 of 労働観を見直し、男女が必要なときに育児・介護休業制度を活用しやすいものとなるよう、職場環境の整備の促進に向けた啓発活動が今後も必要となっています。

## 施策の方向

### (1) 育児・介護休業制度の定着

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性を職場や地域社会へ浸透を図ることが求められています。育児・介護の夫婦共同責任についての啓発を行い、男女が働き続けながら、安心して育児・介護を行うことができるよう、育児休業制度、介護休業制度の定着に向けた啓発・普及活動を行います。

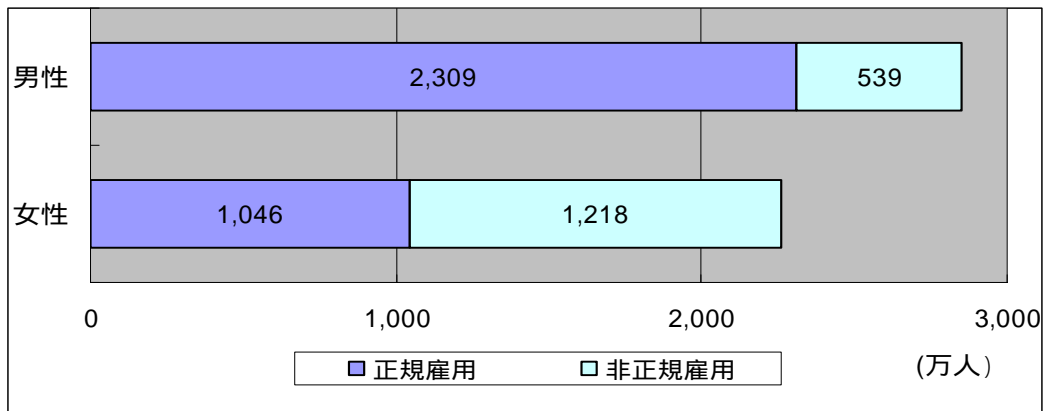
事業の概要	主な取り組み	担当部
育児・介護休業制度の定着	・関連機関との連携のもとに、事業者や就労者への制度周知と休業の取得促進のための啓発を行う	産業経済部
男性の育児・介護休業制度の利用推進	・男性が育児・介護休業制度を活用しやすい職場環境づくりに向けての啓発を行う	総務部 企画部 産業経済部
休業を取得しやすい職場づくりの奨励	・必要なときに男女が共に休業を取得しやすく、復帰しやすい職場環境と働きやすい職場環境づくりの啓発を行う	総務部 企画部 産業経済部

### (2) 企業の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

労働者とその家族の福利厚生向上のための支援として、育児や介護を行う労働者に対する労働時間の短縮、フレックスタイムなどの実施と、育児や介護等で仕事を中断した後、就業の継続を望む女性が再就職できるよう再雇用制度の普及促進について、事業主へ働きかけると共に、社会の認識を深めるための意識啓発に努めます。

事業の概要	主な取り組み	担当部
勤務時間の短縮等の実施啓発	・仕事と生活、地域への参画の調和が図れるよう、短時間労働、フレックスタイムなどの実施を事業主へ働きかけるとともに、社会の認識を深めるための意識啓発に努める	産業経済部
再雇用制度の普及促進啓発	・再就職希望者の就職を援助するために、事業主に対して再雇用制度の普及啓発を行う	産業経済部

☐ 男女別の雇用形態



資料：総務省「労働力調査」(平成22年)

☐ 男女別所定内給与額 (\*)

(単位：千円)

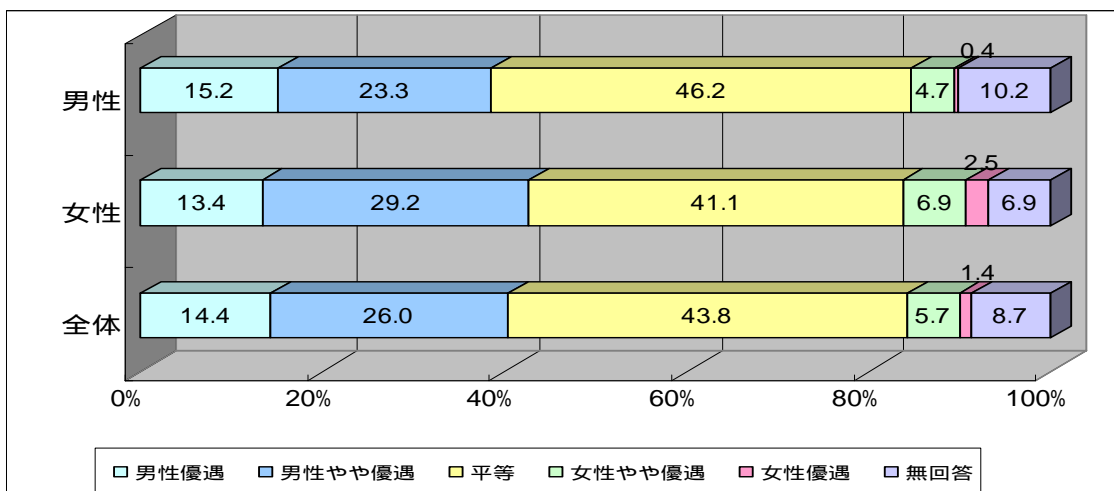
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
県内男性	328.7	326.8	312.0	298.0	295.5
県内女性	209.5	202.8	209.5	207.9	201.4
男女間格差(%)(*)	63.7	62.1	67.1	69.8	68.2

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(\*) 所定内給与額 労働契約等によりあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額。

(\*) 男女間格差 男性の給与額を100とした場合の女性の給与額の割合。

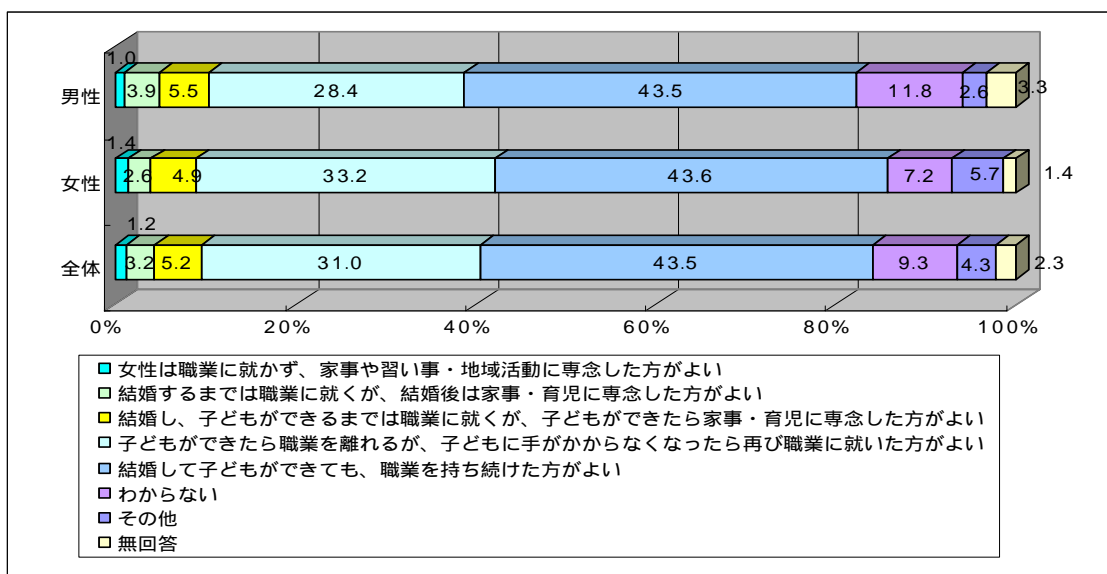
☐ 職場における男女の地位について



資料：第2次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査(平成22年)

「平等」と答えた人が全体で43.8%と最も多い割合となっており、次いで「男性やや優遇」26.0%、「男性優遇」14.4%が続き、「女性やや優遇」「女性優遇」の割合は低くなっています。男性の方が女性よりも「平等」と答えた割合が高く、また女性の方が男性よりも「男性やや優遇」と答えた人の割合が高くなっており、男女間で意識の差がみられます。

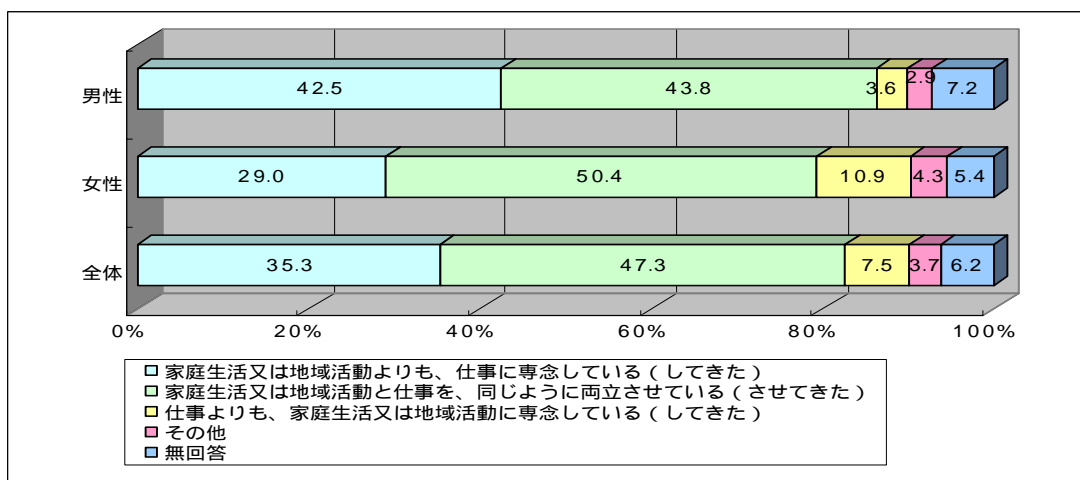
□ 女性の就業について



資料：第2次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査(平成22年)

全体で「結婚しても子どもができて、職業を持ち続けたほうがよい」(就業継続型)が43.5%と最も多く、次いで「子どもが生まれたら職業から離れるが、子どもに手がかけられなくなったら再び職業に就いたほうがよい」(中途再就職型)が31.0%となっています。

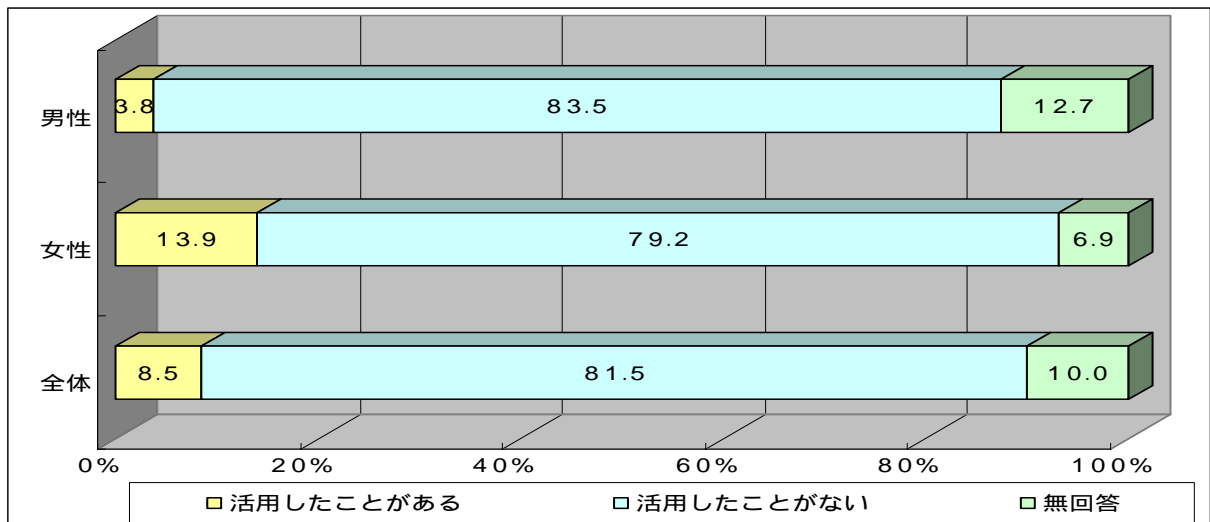
□ 仕事と生活の両立について



資料：第2次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査(平成22年)

全体では、「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させている（させてきた）」の割合が47.3%で最も高くなっていますが、男女別にみると男性は「家庭生活又は地域活動よりも仕事に専念している（してきた）」が42.5%、女性が29%と10%以上の開きがあり、男性は女性に比べ、家庭生活・地域活動より仕事を優先させる傾向が伺えます。

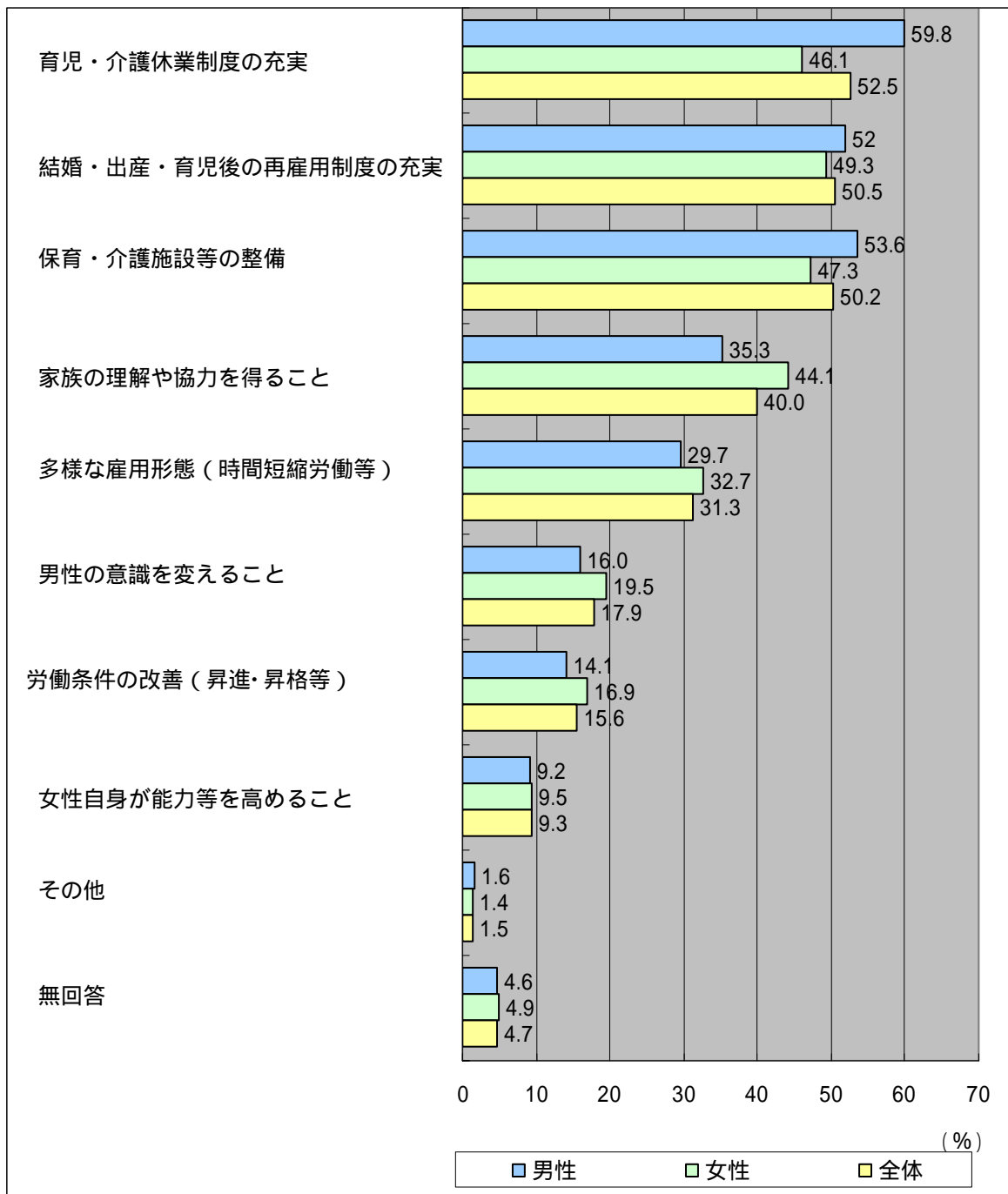
☐ 育児・介護休業制度について（活用度）



資料：第2次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査(平成22年)

育児・介護休業制度について、「活用したことがある」人は、1割にも満たない状況で、活用したことのある人の内訳をみると、男性3.8%、女性13.9%と、男女差がみられました。活用しなかった人の理由では、「活用する必要がなかった」が8割を超えており、「制度を知らなかった」と答えた人は約1割ということから、制度自体は広く認識されているものの、「育休を取るなら退職するよう勧められた」「制度が定着しておらず、年休で済ませた」という意見もあるように、制度を利用しづらい状況が伺えます。

□ 女性が働き続けるために必要と思われること



資料：第2次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査（平成22年）

全体で見ると、「育児・介護休業制度の充実」が最も多く（52.5%）、次いで「結婚・出産・育児後の再雇用制度の充実」（50.5%）、「保育・介護施設等の整備」（50.2%）と続きますが、それらの差はわずかとなっています。特に男性において「育児・介護休業制度の充実」と答えた人の割合（59.8%）が高くなっています。



社会構造の変化に伴い、従来の雇用形態が変化しつつあり、就業形態も多様化しています。社会が女性に求める労働力のあり方も変化し、起業家や在宅勤務、また派遣社員や契約社員など「新しい働き方」も注目を集めています。今後求められる女性の労働力への期待に応え、個性と能力を發揮しながら安心して働けるような就業条件の整備が必要となっています。また、関係機関と連携の上、新しい時代に必要な様々な資格や技術の習得への支援、新しい働き方の可能性を見いだせるような情報の提供を推進していくことが必要となっています。

### 施策の方向

#### (1) 多様な働き方に対応した就業機会の拡大

女性の就労形態は、パートタイム労働や派遣労働だけでなく、最近では在宅勤務など新しい就業形態で働く人や、このような形態での就業を望む人など、極めて多様化しています。また、農業、自営業に従事する女性、さらに起業家を目指す女性も少なくありません。

こうした、多様な就労に従事する人々に、適切な情報の提供や学習機会の充実に努めます。

事業の概要	主な取り組み	担当部
就労に関する相談・情報提供の充実	・多様な働き方に関しての情報提供を行い、新しい就業形態を望む人の支援を行う	産業経済部
女性起業家育成への支援	・関係機関との連携の下、女性起業家やこれから事業を起す人に対する講座の開催や情報提供を行う	産業経済部

#### (2) 職業能力開発のための情報提供

女性の職域の拡大や職業能力の向上を図るため、職業訓練・各種講座などの機会の情報提供等を行います。

事業の概要	主な取り組み	担当部
資格や技能などの情報提供	・女性の職業能力の開発、向上に向け、講座情報や資格取得のための情報提供等が速やかに行える体制づくりを進める	産業経済部

### ○職場において

#### 積極的に取り組みましょう

男女共に育児休業制度や介護休業制度を取得しやすい職場環境づくりに努め、積極的に活用しましょう。

結婚・出産などを理由とした退職など、職場での慣行や環境を見直しましょう。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、職場環境の整備に努めましょう。

女性の職域拡大、管理職への登用などに向けた研修会を行うなど、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取り組みを進めましょう。

職場でのセクシュアル・ハラスメントを防止する対策を行いましょう。

農林水産業や自営の商工業等においては、女性を対等なパートナーとして認識し、その役割を適正に評価する視点を持ちましょう。

自らが進んで職業能力の向上に努め、仕事で個性と能力を発揮できるよう意識を高めましょう。

## 基本目標 地域社会における男女共同参画の実現

誰もが地域社会を支える一員であることを認識し、地域に残る固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりの見直しを図るための啓発に努め、積極的に地域活動へ参画できるよう、市民と行政との協働による男女共同参画の推進を図ります。

被災時には女性をめぐる様々な問題が生じており、その解決のため、防災の分野での固定的な性別役割分担意識の見直し、政策・方針決定過程への女性の参画の促進など男女共同参画の視点を取り入れた防災体制作りにも努めます。

また、人権尊重という国際的な協調のもと、男女共同参画の視点に立った地域の国際交流と多文化共生社会(\*)の推進を図ります。

(\*) 多文化共生社会 国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的背景を認め、人権を尊重し合い、共に地域の構成員として参画していく社会

### 基本課題 1

## 市民と行政との協働による男女共同参画の推進

地域社会は男性にとっても女性にとっても大切な生活の場となっており、豊かで活力のある地域社会の形成のためには、地域活動の役員は男性というような固定的な性別役割分担意識を見直し、男女が共に参画していくことが大切です。

また、近年はさまざまな課題を持って主体的に取り組む市民活動団体による活動も活発となっており、行政のパートナーとして、また、女性の社会参画の場としての役割も大きくなっています。男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが自らのこととして取り組むことが必要であり、これらの主体的な活動を育成・支援し、協働していくことが必要となっています。

栗原市は「平成20年岩手・宮城内陸地震」、平成23年の「東日本大震災」と二度にわたる震災でライフラインの断絶や道路や家屋などに甚大な被害を受けました。特に、「東日本大震災」時においては、行政だけでなく、自主防災組織や地域コミュニティを中心とした自助・共助が行われ、その重要性が再認識されました。

また、被災時には女性の視点を持って対応していくべき多くの課題も明らかになってきました。男女共同参画の視点を取り入れることにより、これらの問題の解消を図るとともに地域防災の担い手として、また、防災の分野における政策・方針決定過程への女性の参画が必要となっています。

## 施策の方向

### (1) 男女の地域参加の促進と市民活動への支援

男女が共に地域活動に参画できるようにするには、仕事・生活・地域のバランスのとれた豊かなライフスタイルの実現が望まれます。固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりを見直し、共に地域活動に参画できるよう意識啓発を行います。

また、主体的に活動する市民団体等の活動を支援するための支援体制の整備を図ります。

事業の概要	主な取り組み	担当部
住民自治の促進	・コミュニティ一括交付金を活用し、自治会やコミュニティ推進協議会が自主的に活動するために必要な支援を行い、活発な地域活動を推進する	企画部
男女共同参画の推進を目指す市民の主体的活動への支援	・男女共同参画推進団体の育成を行う	企画部
男女の地域活動に向けた意識啓発	・男女が相互協力のもとに、バランスのとれた豊かなライフスタイルを実現し、地域活動へ積極的に参画できるよう、広報・啓発を行う	企画部
市民活動に対する支援体制の整備	・男女が共に市民活動に参画できるよう、市民活動に関する情報の提供を行う	企画部

### (2) 地域活動を担う女性のエンパワーメントの促進

女性が主体性を持ち、積極的に広い分野に進出していくことは、地域の活力としての新しい社会づくりにもつながります。地域活動のリーダーを養成するための女性リーダー養成講座や、女性の能力開発や人材育成を目的とした講座の開設など学習機会を提供し、女性自身のエンパワーメント(\*)を促進します。

(\*)エンパワーメント - 女性自らが意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で意思決定過程に参画するために「力をつけること」を意味します。個人的に力をつけるだけでなく、女性たちが連携して力をつけていくという意味合いも含まれています。

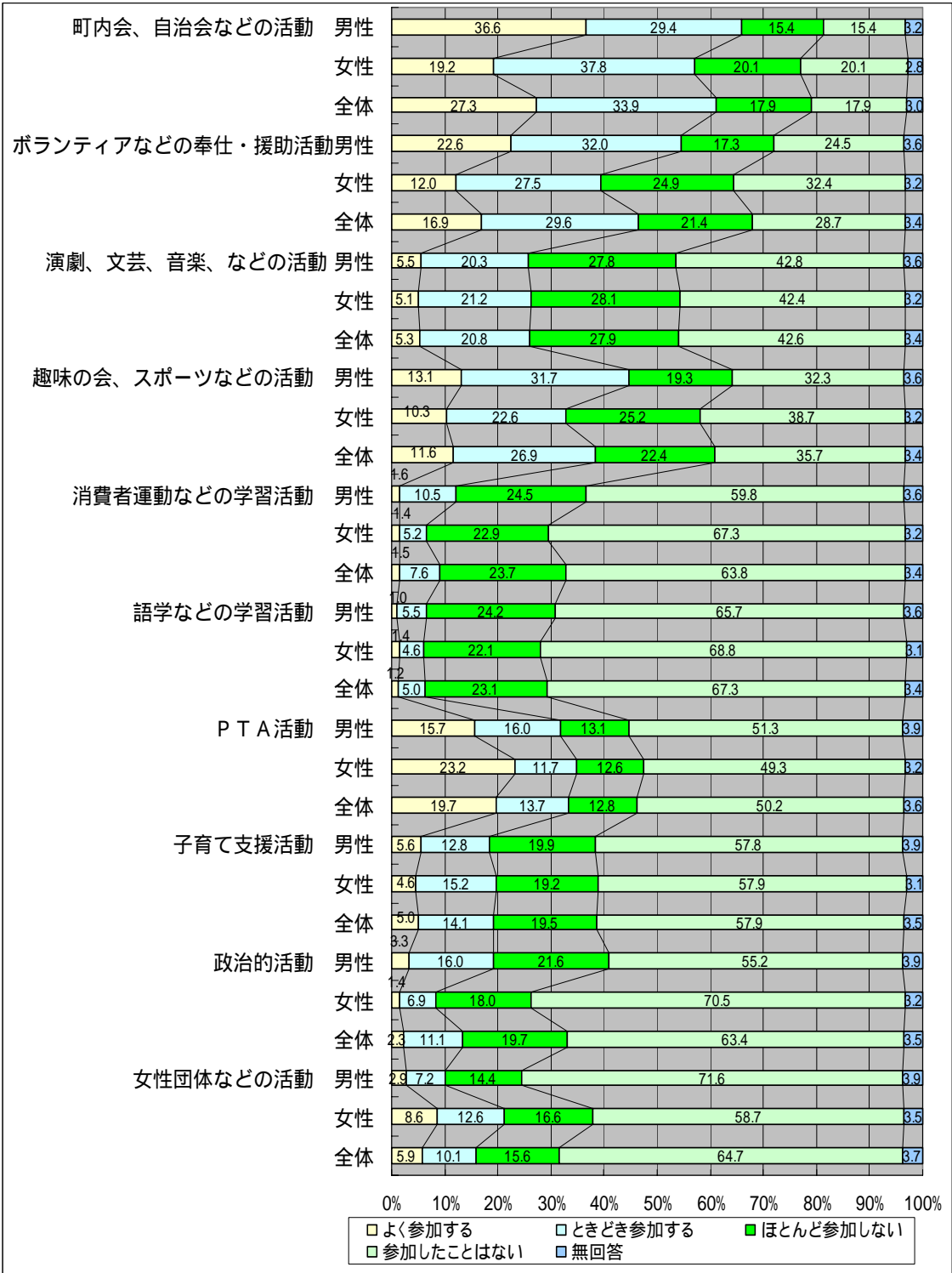
事業の概要	主な取り組み	担当部
女性リーダー養成講座の開設	・女性の地域活動のリーダーを養成するため、女性リーダー養成講座を開設する	企画部 教育部
女性のエンパワーメント養成講座の開設	・女性自身の意識改革と積極的な参画に向け、知識や能力の向上を図るための学習機会の提供を行う	企画部 教育部
女性人材情報の収集・提供	・様々な分野で活躍する女性の人材情報の収集や提供を行う	企画部 教育部

### (3) 交流・ネットワークの構築

市民活動団体などの関係機関をネットワーク化し、情報を共有して市民に提供できる体制を整備するとともに、交流や情報交換を促進します。

事業の概要	主な取り組み	担当部
市民活動団体や女性団体等のネットワーク化と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動支援の拠点である市民活動支援センターの事業の充実を図る</li> <li>・女性が主体的に活動している団体間の交流や情報交換を促進する</li> </ul>	企画部

□ 地域活動にどの程度参加しているか



資料：第2次栗原市男女共同参画に関する市民意識調査（平成22年）

地域社会に密着した「町内会、自治会などの活動」、や「ボランティアなどの奉仕・援助活動」は参加する人の割合が比較的高くなっています。男女別で見ると男性の方が女性より参加している傾向がみられます。

## (4) 防災の分野における男女共同参画の推進

被災時や復旧・復興段階において、女性の家庭責任の増大や固定的な性別役割分担意識など、女性の視点を持って対応していくべき多くの課題が明らかになっています。

こうした課題の解消のため、地域において、男女が共に協力し合い、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、これまで女性の参画が少なかった防災の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

事業の概要	主な取り組み	担当部
防災の分野における女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害・防災に関する知識の習得を進めるとともに、消防団、自主防災組織等への女性の参画促進及び関係団体等への支援を行う</li><li>・防災の分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る</li></ul>	総務部 消防本部

### 基本課題2

## 男女共同参画の視点に立った地域の国際交流の推進

男女共同参画社会実現に向けての取り組みは日本だけでなく、世界と協調して進めていく必要があります。国際化が進んでいる今日、本市においても、居住する外国人との共存が重要課題といえます。

市民が異文化を理解するための学習機会や交流の場の提供や国際的な男女共同参画に関する情報を提供するなどにより、市民すべてが外国人の人権を尊重する気持ちを持ち、あわせて外国人が安心して暮らせる多文化共生社会の形成が必要となっています。

### 施策の方向

#### (1) 国際理解と交流の推進

身近な場面での国際化が進む中、各国の女性が互いに抱えている女性の問題を共有化し、相互に協力しその解決を図ることが期待されています。

女性問題を国際的な視点で取り組むため、国際理解や平和についての学習、啓発事業の充実や国際交流を推進するとともに、市内在住外国人に対する相談体制づくりを進めます。

事業の概要	主な取り組み	担当部
国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来の国際人を育成するため、人材育成と語学向上を図る</li> <li>・ 国際的人権意識の向上につなげるため、国際交流団体の活動支援を行う</li> </ul>	企画部 教育部
相互理解を深める情報提供や学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異なる文化や生活習慣に対する理解と認識を深めるために、学習機会や情報の提供を行い、多文化共生に関する理解の促進を図る</li> </ul>	企画部 市民生活部
市内在住外国人に対する情報提供と相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県や関係機関と連携し、気軽に相談できる体制づくりとPRに努める</li> <li>・ 外国人が窓口での手続き等をしやすくなるよう情報提供を図る</li> </ul>	企画部 市民生活部



## 積極的に取り組みましょう

地域活動での固定的な性別役割分担に基づく慣行を見直し、男女が共に役割を担うよう実践しましょう。

一人ひとりが地域の構成員としての自覚を持ち、地域におけるボランティア活動やまちづくり活動、防災訓練等に積極的に参加しましょう。

地域活動での立案や決定の場へ参画する力を養うとともに、自らの参画意識を高めましょう。

これまでの子育てや介護の経験などを生かして、若い夫婦や高齢者、障がいを持つ人への支援をお互いに行きましょう。

地域に暮らす外国人との交流を通して、外国人の人権を尊重する気持ちを持ちましょう。

## 第 3 章

### 計 画 の 推 進

## 第3章 計画の推進

### 1. 推進体制の整備・拡充

- ・男女共同参画に関する事業の企画、立案、実施、広報、啓発等を総合的かつ計画的に実施する担当部署の整備を図ります。
- ・横断的に施策を展開していくために、各部局の連携や調整を図り、「男女共同参画推進本部」を設置し、全庁をあげて施策を推進します。
- ・市民や事業者等、地域が一体となって取り組むため、「栗原市男女共同参画推進委員会」を設置し、推進の進捗状況の評価及び推進のための助言や提言を受けるとともに、推進体制の充実を図ります。
- ・全職員向けに男女共同参画社会についての研修を実施し、知識の共有化を図ります。

### 2. 国・県などとの連携

- ・男女共同参画推進に係る問題は、広範多岐にわたっています。市として国・県等の機関と情報交換を行うなど連携を図ると共に、支援と協力を要請します。
- ・自治体相互の情報交換や協力体制の実現に向け、近隣自治体との連携強化に努めます。

### 3. 市民及び諸団体との連携

- ・地域で進める男女共同参画づくりの認識を深めるための啓発を行います。
- ・本市の男女共同参画に係る自主的な活動を行っている団体やサークルとの連携を図るとともに、その活動を支援します。

### 4. 相談体制の充実

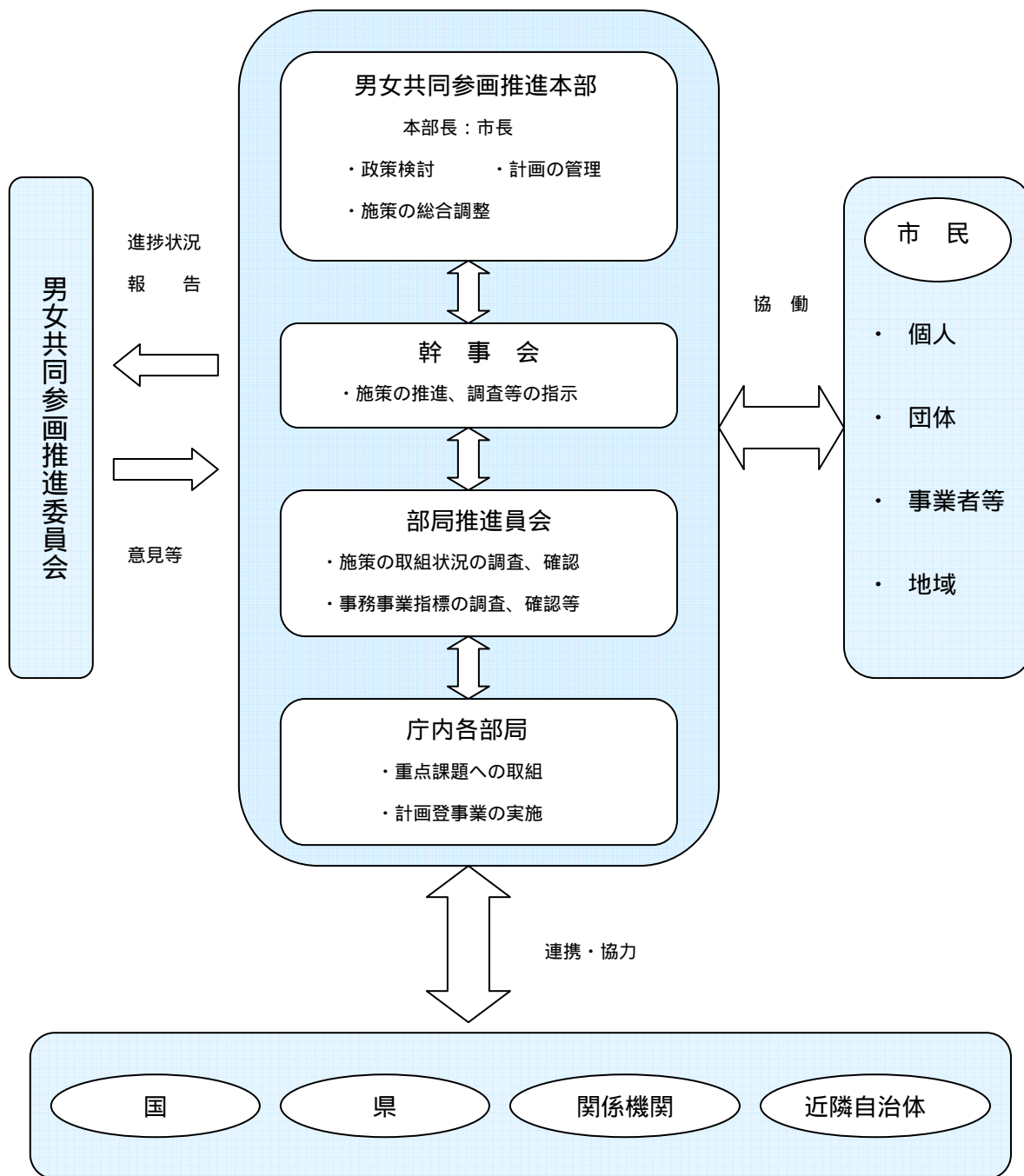
- ・多様なニーズに応えるため、各分野の相談機能の充実を図るとともに、男女共同参画の視点に立った相談対応の推進に努めます。
- ・各関係機関の相談窓口の連携を図り、情報ネットワークの構築を図ります。

### 5. 計画の進行管理

- ・毎年、計画の細目に基づいて講じた施策について、内部評価するとともに外部評価機関による検証・評価を行い、次年度の施策の効果的な実施、新たな課題への対応のほか、次期計画の見直しに反映していきます。

栗原市男女共同参画推進体制図

(庁内体制)



## 参 考 资 料

## くりはら男女共同参画推進プラン改訂経過

時 期	内 容
《平成22年度》 平成22年5月	第1回男女共同参画推進委員会 ・平成22年度事業計画及び第2次市民意識調査の内容の検討
6月	第2次市民意識調査実施 ・6月16日から6月29日まで
10月	第1回男女共同参画推進本部部局推進委員会 ・第2次市民意識調査結果の報告と課題の分析
《平成23年度》 平成23年8月	第1回男女共同参画推進委員会 ・第2次市民意識調査結果報告及びプラン改訂方針の検討
10月	第1回男女共同参画推進本部部局推進委員会 ・実施事業調査及びプラン改訂内容の検討
11月	第2回男女共同参画推進本部部局推進委員会 ・実施事業調査結果と今後の事業方針の検討 ・プラン改訂内容の検討
12月	第3回男女共同参画推進本部部局推進委員会 ・改訂案及び指標・目標値案の検討 第2回男女共同参画推進委員会 ・改訂案及び指標・目標値案の検討 第1回男女共同参画推進本部幹事会 ・改訂案及び指標・目標値案の検討
平成24年1月	第1回男女共同参画推進本部会 ・改訂案及び指標・目標値案の検討 改訂案に関するパブリックコメントの実施 ・1月20日から2月8日まで
2月	第2回男女共同参画推進本部幹事会 ・パブリックコメント実施結果と最終案の検討 第2回男女共同参画推進本部会 ・パブリックコメント実施結果と最終案の策定 市長決裁
3月	議会報告 パブリックコメント実施結果の公表

## 栗原市男女共同参画推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 栗原市における男女共同参画を推進するため、栗原市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査検討するものとする。

男女共同参画推進計画の策定及び変更に関すること。

男女共同参画の推進施策及び推進状況に関すること。

その他男女共同参画の推進に関し必要な事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

人権擁護委員等の公職にある者

各種団体、企業等から推薦を受けた者

男女共同参画に関する専門的な知識を有する者

その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって、これを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部市民協働課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この告示は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

( 委員の任期の特例 )

2 この告示の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。

( 招集の特例 )

3 この告示の施行後、最初に開かれる委員会は、第 6 条の規定にかかわらず、市長が招集する。



## 栗原市男女共同参画推進委員会委員名簿

（五十音順）

氏名	所属・職等	備考
浅野 富美枝	宮城学院女子大学教授	
氏家 優一	東北部品（株）宮城本社工場 取締役工場長	平成 24 年 1 月退任
岡崎 理佳	栗駒鷺沢商工会理事・栗駒鷺沢商工会女性部長	
小野 昭光	栗原市男女共同参画推進委員（計画策定時）	副委員長
小山 信康	株式会社宮城化成 取締役会長	平成 24 年 2 月委嘱
齋藤 久美子	栗原市立畑岡小学校 校長	委員長
佐藤 正隆	栗原市 P T A 連合会	
菅原 伸	民生委員児童委員	
菅原 文夫	築館城生野自治会 会長	
高橋 文子	栗原市男女共同参画推進リーダー養成講座 修了生	
千葉 和恵	栗っこ農業協同組合理事	
長澤 満喜子	栗原市連合婦人会副会長	
山川 正江	山川電子有限公司 取締役会長	

# 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年7月16日法律第102号

同 11年12月22日 同第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### **（男女の人権の尊重）**

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊重が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### **（社会における制度又は慣行についての配慮）**

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### **（政策等の立案及び決定への共同参画）**

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### **（家庭生活における活動と他の活動の両立）**

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### **（国際的協調）**

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### **（国の責務）**

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### **（地方公共団体の責務）**

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### **（国民の責務）**

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

### **（法制上の措置等）**

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### **（年次報告等）**

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## **第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**

### **（男女共同参画基本計画）**

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### **（都道府県男女共同参画計画等）**

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### **（施策の策定等に当たっての配慮）**

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### **（国民の理解を深めるための措置）**

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### **（苦情の処理等）**

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### **（調査研究）**

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### **（国際的協調のための措置）**

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### **（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）**

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

#### (設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

#### (議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第2号の議員は非常勤とする。

#### (議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員、その他の職員、その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

# 宮城県男女共同参画推進条例

(平成13年7月5日公布 宮城県条例第33号)

すべての個人は性別にかかわらず、人として平等な存在であり、男女は、その違いを認めつつ、互いの人権を十分に尊重しなければならない。

宮城県においては、男女平等の実現に向けて、男女共同参画推進プランの策定をはじめ、様々な取組がなされてきた。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が存在している現況から、あらゆる分野での男女平等と男女共同参画社会の実現を目指すには、県、県民及び事業者が一体となり総合的に取り組むことが重要である。

少子高齢化の進展等社会経済構造の急激な変化が進む中で、県民が真に豊かで、安心とゆとりのある生活を実現していくためには、男女が共にその個性と能力とを十分に発揮できる環境が整備されなければならない。男女が、性別にとらわれることなく、共に対等な立場に立って、労働、家庭生活、地域活動などをバランスよく営むことができる新しい生活文化を創造することこそが、今強く求められている。

すべての県民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かちあう社会を構築していくため、男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、宮城県(以下「県」という。)県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって新しい生活文化を創造し、真に豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべきことをいう。

積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。



### **(基本理念)**

第3条 男女共同参画の推進は、男女が平等に個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別によっていかなる差別的な扱いも受けないこと、あらゆる分野において男女が共に個人としての能力を均等に発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることなどを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、固定的な性別役割分担意識に基づく制度又は慣習その他の社会的制約が、男女の主眼的で自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と社会生活における諸活動に積極的かつ平等に参加し、両立できることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、配偶者間その他の男女間におけるあらゆる暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。)の根絶を旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会の目指すべき理想の一つであることにかんがみ、広く世界に向けた視野に立って積極的に行われなければならない。

### **(県の責務)**

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、県民及び事業者と連携及び協働して取り組むよう努める。

3 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する計画の策定や施策等に関し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を積極的に講ずるよう努める。

4 県は、第1項に規定する施策を推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める。

### **(県民の責務)**

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動に自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### **(事業者の責務)**

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参

画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が共同して事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

### (男女共同参画推進のための基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ宮城県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### (男女の均等な登用の推進等)

第8条 県は、附属機関を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例（平成12年宮城県条例第113号）第3条の規定に基づき、男女の均等な登用に努めなければならない。

- 2 県は、男女共同参画社会の推進のための教育や研修の機会を充実し、人材の養成に努めるとともに、女性の人材に関する情報を積極的に収集、活用又は提供するよう努めなければならない。

### (男女の共生教育の推進等)

第9条 県は、男女が生涯にわたって共に明るく生きがいのある社会を構築するために、あらゆる教育の場を通じて人権尊重の精神を基盤とした個人の尊厳、男女平等、男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努める。

### (農林水産業及び自営の商工業の分野における男女のパートナーシップの確立)

第10条 県は、農林水産業及び自営の商工業の分野において女性が主体性を活かし、その能力を十分に発揮し、正当な評価を受け、対等な構成員として方針の立案及び決定の

場に参画する機会が確保される社会を実現するため、必要な環境整備を推進する。

### 第3章 男女の精神的・身体的権利侵害と差別の禁止

#### (性別による権利侵害の禁止)

- 第11条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、あらゆる場において、つきまとい等及びストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定するつきまとい等及び同条第2項に規定するストーカー行為をいう。)を行ってはならない。
- 4 何人も、あらゆる場において、男女間における暴力的行為を行ってはならない。

#### (公衆に表示する情報に関する留意)

- 第12条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は女性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

### 第4章 男女共同参画の推進体制

#### (拠点施設の整備)

- 第13条 県は、配偶者間その他の男女間における暴力的行為の被害者の保護及び支援並びにセクシュアル・ハラスメントの被害者からの相談への適切な対応等、当該被害者の自立を総合的に支援する拠点施設を整備する。

#### (調査研究)

- 第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策、社会における制度又は慣行が及ぼす影響及び男女共同参画の推進を阻害する問題に関して必要な調査研究を行い、その成果を男女共同参画の推進に関する施策に適切に反映させるよう努めなければならない。

#### (民間非営利活動団体との連携及び協働)

- 第15条 県は、男女共同参画社会の実現のため、民間非営利活動団体(宮城県の民間非営利活動を促進するための条例(平成10年宮城県条例第36号)第2条第2項に規定する民間非営利活動団体をいう。以下同じ。)との連携及び協働を図る。
- 2 県は、民間非営利活動団体が行う男女共同参画に貢献する活動について、支援及び促進を図る。

#### (年次報告)

- 第16条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策

の実施状況を明らかにする報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

## 第5章 相談及び苦情処理

第17条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する県民又は事業者からの相談の適切な処理に努める。

2 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民又は事業者からの苦情の適切な処理に努める。

3 知事は、第1項の相談及び第2項の苦情を処理するため、男女共同参画相談員（以下「相談員」という。）を置く。

4 相談員は、次に掲げる事務を行う。

県民又は事業者からの相談及び苦情に応ずること。

前号の相談及び苦情を処理するために必要な調査、指導及び助言を行うこと。

5 相談員は、前項の事務を行うに当たり、必要に応じて、関係行政機関と連携するものとする。

## 第6章 宮城県男女共同参画審議会

### （宮城県男女共同参画審議会）

第18条 基本計画その他男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として宮城県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### （組織）

第19条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満としないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

### （会議）

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

**( 専門委員 )**

第 2 1 条 専門の事項を調査するために必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

**( 運営事項の委任 )**

第 2 2 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**第 7 章 雑 則**

**( 規則への委任 )**

第 2 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**くりはら男女共同参画推進プラン（改訂版）**

～<sup>とも</sup>男女につくる 栗原～

平成24年3月

---

**【編集・発行】**

栗原市企画部 市民協働課

〒989-2293

栗原市築館薬師一丁目7番1号

TEL / 0228-22-1164

FAX / 0228-22-0313

URL / <http://www.kuriharacity.jp/>

E-mail / [kyodo@kuriharacity.jp](mailto:kyodo@kuriharacity.jp)